

資料 6-1 医療救護対策に関する事項

資料 6-1-1 市内の医療機関等施設

【 峰山町 】

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
(公財)丹後中央病院	杉谷 158-1	62-0791	内、消、循、脳神内、呼、血内、小、外、脳神外、整、リウ、リハ、形、皮、泌、眼、耳、放、麻、婦	306
新谷医院	杉谷 979-4	62-0592	内、消、小、放	
(医)中江医院	白銀 906	62-0266	内、呼、消	
のぶはらクリニック	新町 321	60-2726	耳、皮	
よしおかクリニック	新町 1606-1	69-5700	内、整、リ	
梅田歯科医院	杉谷 652	62-6480	歯、口腔、小歯、矯歯	
たけだ眼科クリニック	新町 2462-2	69-5211	眼	
(医)山吹会かぶとく歯科クリニック井上	荒山 1024-1	62-5522	歯、口腔、小歯	
(医)のいち歯科医院	新町 1724	62-3800	歯	
戸田歯科医院	杉谷 862-5	62-4182	歯、小歯	
藤田歯科・口腔外科医院	長岡 399-8	050-1807-2132	歯、口腔	

【 大宮町 】

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
国保大宮診療所	河辺 2342	68-0555	内、小	
国保五十河診療所	延利 414-1	64-2066	内、小	
(公社)京都保健会 たんご協立診療所	河辺 3368-1	68-5017	内、小、外、整、放、リハ	
(医)栄寿会とみた眼科皮膚科クリニック	周枳 1975	68-1220	眼、皮、ア、形	
(医)ふじわらクリニック	周枳 1806-1	64-3834	内、小、ア	
安井医院	口大野 123	68-0123	内、胃内、消、漢	
荒田歯科医院	口大野 408	64-2296	歯	
伊東歯科・矯正歯科医院	口大野 663	64-2005	歯、小歯、矯歯	
さかね歯科医院	河辺 141	68-0740	歯、小歯、矯歯	
デンタルクリニックはたの	河辺 1051-1	64-5520	歯、口腔、小歯、矯歯	

【 網野町 】

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
(医)三青園 丹後ふるさと病院	小浜 673	72-5055	内、循、脳神内、泌、整、外、胃内、婦、リウ、麻、小、眼、耳、皮、歯、口腔、リハ、糖、放、消、血内、乳外	160
(医)上田医院	網野 323	72-0053	内、小	

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
山本医院	網野 998	72-0081	内	
(医)三青園 たちばな診療所	浜詰 263-1	74-1301	内、呼、血内、神内、外、整、 歯、口腔	
うちだ歯科クリニック	網野 118	66-3431	歯・口腔、小歯	
ふくい腎・泌尿器科クリ ニック	網野 100	79-1111	内、泌、透	
井上歯科医院	網野 2714-3	72-4800	歯	
野村歯科医院	浅茂川 1810	72-0021	歯、小歯	
吉岡歯科診療所	網野 347-1	72-3828	歯	

【 丹後町 】

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
国保間人診療所	間人 1699	75-0210	内	
村田内科医院	成願寺 1134	75-0253	内	
国保宇川診療所	久僧 417	76-0210	内、外、整、歯、口腔	
坂根歯科医院	間人 2029	75-0205	歯、小歯	

【 弥栄町 】

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
市立弥栄病院	溝谷 3452-1	65-2003	内、脳神内、呼、消、循、小、 外、整、皮、泌、産、眼、耳、 リハ、放、麻、リウ、精	199
国保野間診療所	野中 2245-1	66-0006	内	7 休床中
森岡歯科医院	溝谷 5444	65-4058	歯、口腔、小歯	
行待歯科医院	溝谷 3311	65-2207	歯	

【 久美浜町 】

名称	所在地	電話	診療科目・病床数	
			診療科目	病床数
市立久美浜病院	161	82-1500	内、外、小、小外、整、皮、泌、 眼、耳、リハ、心内、精、歯、口 腔、小歯、麻、糖	170
国保佐濃診療所	佐野 3	84-0101	内、外	
斉藤医院	浦明 1258	83-0365	内、胃	
斉藤医院湊分院	湊宮 1809	83-0008	内、胃	
中村歯科医院	2996-3	82-0548	歯	
沼倉歯科医院	1432-20	82-0165	歯	
(医)大志会やまだ歯科医 院	781-2	82-0333	歯、口腔、小歯	

注) 内：内科、心内：心療内科、脳神内：脳神経内科、精：精神科、呼：呼吸器内科、循：循環器内科、血内：血液内科、小：小児科、小外：小児外科、外：外科、整：整形外科、形：形成外科、脳神外：脳神経外科、リウ：リウマチ科、皮：皮膚科、泌：泌尿器科、産：産婦人科、婦：婦人科、眼：眼科、耳：耳鼻咽喉科、糖：糖尿病内科、胃：胃腸科、胃内：胃腸内科、消：消化器内科、リハ：リハビリテーション科、放：放射線科、麻：麻酔科、精：精神科、歯：歯科、口腔：歯科口腔外科、小歯：小児歯科、矯歯：矯正歯科、ア：アレルギー科、漢：漢方内科、神内：神経内科、透：人工透析内科、乳外：乳腺外科

資料 6－1－2 医薬品調達先

【 峰山町 】

名 称	住 所	電話番号
ミドリ薬局	呉服 21	62-0229
廣瀬薬局	泉 2	62-0066
ゴダイドラッグ峰山新町店	新町 2462-2	62-3303
ゴダイドラッグ峰山杉谷店	杉谷 863	69-5200
フタバ調剤薬局 マイン	新町 1606-1	62-3733
峰山新町ゆう薬局	新町 320-3	62-7067
峰山ゆう薬局	杉谷 34-2	62-8570
I&H 丹後中央薬局	杉谷 158-2	62-3296

【 大宮町 】

名 称	住 所	電話番号
原武薬局	口大野 667	64-2166
ゴダイドラッグ大宮店	周枳 2062-1	68-3351
ディスカウントドラッグ コスモス大宮店	河辺 3139-1	68-9090
丹後大宮ゆう薬局	周枳 1805	68-3150
河辺ゆう薬局	河辺 2388-1	64-3502

【 網野町 】

名 称	住 所	電話番号
ゴダイドラッグ網野店	網野 61-4	79-2650
ディスカウントドラッグ コスモス網野店	下岡 629	79-0011
柴田薬局	網野 805	72-0222
田中薬局	網野 875-8	72-0561
網野ゆう薬局	網野 99-9	72-3822

【 丹後町 】

名 称	住 所	電話番号
—	—	—

【 弥栄町 】

名 称	住 所	電話番号
ゴダイ薬局弥栄店	溝谷 3472-1	65-2250
弥栄ゆう薬局	溝谷 5433-1	65-8011
日本調剤弥栄薬局	溝谷 3446-1	66-3250

【 久美浜町 】

名 称	住 所	電話番号
野村薬局	久美浜町 3039	82-0034
ゴダイ薬局久美浜店	久美浜町 262	82-4011
日本調剤久美浜薬局	栃谷小字今森 2050	82-5155

【 その他 】

番号	商号又は名称	所在地	電話番号	医療 材料	衛生 材料	医薬 品
1	野村文具	京丹後市網野町網野 810 番地の 1	0772-72-0554	○		
2	野村薬局	京丹後市久美浜町 3039 番地	0772-82-0034	○	○	○
3	マルヨシ書店	京丹後市峰山町杉谷 700 番地の 5	0772-62-0483	○	○	
4	株式会社丹後衛生公社	京丹後市網野町網野 655 番地の 1	0772-72-5772		○	
5	ファッション寝装なかや ま	京丹後市峰山町杉谷 382 番地	0772-62-5578		○	
6	株式会社淀徳商店	京丹後市峰山町白銀 33 番地	0772-62-0802	○	○	
7	株式会社三洋商事 網野 営業所	京丹後市網野町小浜 77 番地の 2	0772-72-0480		○	
8	富田電気通信株式会社	京丹後市弥栄町和田野 1321 番地 の 3	0772-65-0001	○	○	
9	株式会社増田医科器械 京丹後営業所	京丹後市大宮町周枳 2226 番地 1	0772-64-4477	○	○	○
10	株式会社石坪 京丹後営 業所	京丹後市峰山町富貴屋 35 番地	0772-69-5533	○	○	○
11	山本ケミカル株式会社	舞鶴市田中町 33 番地の 2	0773-64-1898			○
12	株式会社ケーエスケー 舞鶴支店	舞鶴市字福来 222 番地	0773-75-3938	○	○	○
13	株式会社スズケン 北京 都支店	福知山市字堀 2100 番地 4	0773-25-1781	○	○	○
14	舞鶴大同ガス株式会社	舞鶴市字清道小字瀬谷 74 番地の 3	0773-75-1685		○	
15	東和薬品株式会社 福知 山営業所	福知山市字岩井小字菖蒲谷 86- 17	0773-25-1771			○

番号	商号又は名称	所在地	電話番号	医療 材料	衛生 材料	医薬 品
16	株式会社三笑堂 舞鶴支店	舞鶴市溝尻町 39-1 番地	0773-64-1162	○	○	○
17	不二化学薬品株式会社 福知山営業所	福知山市長田大野下 2747 番 4	0773-27-6558	○	○	
18	株式会社メディセオ 京 都北支店	福知山市東羽合町 110 番地	0773-23-2321	○	○	○
19	アルフレッサ株式会社 福知山支店	福知山市字岩井 80 番地 17	0773-25-1931	○	○	○
20	株式会社京都医療設計	京都市山科区四ノ宮神田町 4 番 地 古橋山科ビル	075-594-5595	○	○	
21	株式会社ダテ・メディカ ルサービス	京都市伏見区竹田北三ツ杭町 48 番地	075-646-1818	○	○	
22	フクダ電子京滋販売株式 会社	京都市伏見区南寝小屋町 25 番地	075-605-6050	○	○	○
23	石黒メディカルシステム 株式会社	京都市伏見区竹田中川原町 381 番地	075-641-1496	○	○	○
24	株式会社モリタ 京都支 店	京都市中京区麩屋町通三条下ル 白壁町 432 番地	075-241-3131			○
25	株式会社ホスピタルサー ビス	京都市南区上鳥羽北塔ノ本町 2 番地	075-671-2361	○	○	○
26	ワタキューセイモア株式 会社 近畿支店	綴喜郡井手町大字多賀小字茶臼 塚 12 番地の 2	0774-82-5101	○	○	
27	株式会社アテスト	宇治市槇島町落合 121 番地の 2	0774-21-2170	○		○
28	株式会社小山商会 京都 営業所	京都府久世郡久御山町大橋辺 8 番地の 5	075-631-2456		○	
29	株式会社京都ウィード	京都市伏見区竹田藁屋町 5 0 番 地	075-623-7177	○	○	○
30	日本光電工業株式会社 関西支社	大阪市淀川区宮原三丁目 5 番 36 号 新大阪トラストタワー6 階	050-3820-7035	○	○	○
31	日本船舶薬品株式会社 神戸支店	神戸市中央区港島中町二丁目 2 番 1 号	078-302-2631	○	○	○
32	マリヤ医科興業株式会社	兵庫県豊岡市寿町 10 番 10 号	0796-22-6155	○	○	○
33	株式会社オシマ	兵庫県豊岡市上佐野 1410 番地の 3	0796-23-7171	○	○	○
34	富士フィルムメディカル 株式会社 関西支社	大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 号	06-7688-6962	○	○	○
35	株式会社ニック	大阪府豊中市名神口三丁目 7 番 14 号	06-6334-2981		○	
36	三恒商事株式会社	大阪市西区新町一丁目 10 番 2 号	06-6538-0571		○	
37	宮野医療器株式会社 北 兵庫営業所	兵庫県豊岡市正法寺 46 番地 2	0796-24-1170	○	○	○
38	株式会社神陵文庫	神戸市兵庫区荒田町二丁目 2 番 14 号	078-511-5551	○		

番号	商号又は名称	所在地	電話番号	医療 材料	衛生 材料	医薬 品
39	株式会社京宝ベビー	大阪府枚方市長尾家具町一丁目 5 番 25 号	072-851-1162		○	
40	ハクゾウメディカル株式 会社	大阪府中央区徳井町二丁目 4 番 9 号	06-6942-0451	○	○	○
41	株式会社ナカムラ消防化 学 大阪営業所	大阪府淀川区西三国一丁目 2 番 37 号	06-6399-9292		○	

- ・令和5年度 入札参加資格者名簿
- ・近畿圏内に事業所登録があるものを抽出

資料 6-1-3 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1 発災から 3 日間＜主に外科系措置（重症患者は医療機関へ搬送までの応急処置）用＞の医薬品等

予想される傷病	多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等	
必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞ ○医療材料 〔小外科セット、縫合セット〕 包帯等	体外出血を伴う 各種外傷	・大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・保管は容易 ・ディスプレイ製品が適当
○細胞外液補充液 維持液 代用血漿液	大量出血 ショック 等	・大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・嵩張るものが多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可 ・保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	・日赤血液センターの対応が期待できる。 ・有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤 ・解熱鎮痛消炎剤 （小児用含む）	多発外傷、熱傷 挫滅創、切創、 打撲、骨折 等	・大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・冷所保存の薬剤は不適（常温品が適当）
・抗生物質製剤 （小児用含む）	多発外傷、 二次感染予防、 各種感染症	・大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・適応症が多様であり 3 日目以降も高需要が予測される。 ・保管は常温可
・滅菌消毒剤	各種外傷	・大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・嵩張るものが多く、保管場所の確保が困難 ・保管は常温可
・外皮用薬	各種外傷、 各種皮膚疾患	・初期には大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	・初期には大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・強心剤、昇圧剤	心疾患（心不全等）、低血圧	・初期には大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・局所麻酔剤	外傷等（外科措置用）	・外科措置用剤として必要性は高い。 ・保管は常温可

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
<一般用> ・シップ薬 （鎮痛、鎮痒、収斂、消炎剤） （冷シップ 温シップ）	打撲、筋肉痛、腰痛	・初期には特に冷シップの需要が増す。 ・嵩張るが保管は容易 ・保管は常温可
・殺菌消毒薬 （その他の外皮用薬）	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・プラスチックボトル(1000ml 入)が保管、使用に便利 ・希釈不要のものが適当・保管は常温可
・衛生材料 （ガーゼ、包帯、脱脂綿等）	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される。 （被害想定以上の確保が必要） ・保管時はセットにしておくとし便利 ・保管は常温可

2 外部からの救援が見込まれる3日目以降<主に急性疾患措置用>の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障害（PTSD）、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、腰痛、感冒、消化器疾患、外傷の二次感染症 等
---------	--

季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒 等
--------	---------------

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
<医療用> 1 の他 ・鎮咳剤、 去たん剤（小児用含む）	感冒、慢性疾患等	・特に冬期に大量需要が予測される。 ・集団避難所生活への気遣いからも多く求められる。 ・保管は常温可
・止しゃ剤、 整腸剤（小児用含む）	下痢、その他	・体力の低下に伴い多発（＝需要大） ・保管は常温可
・便秘薬（下剤、浣腸剤）	便秘	・水分の摂取不良等から多発（＝需要大） ・多種類の剤型あり（控剤は冷所保存） ・飲み下し困難者は浣腸が必要
・催眠鎮静剤、抗不安剤	不眠症、不安症 神経症、PTSD	・避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・向精神薬については保管対策必要 ・保管は常温可

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
・ 口腔用塗布剤 （その他の消化器官用薬）	口内炎、舌炎	・ 栄養摂取不良から多発（＝需要大） ・ 保管が容易な外用薬が適当 ・ 保管は常温可
・ 消化性潰瘍用剤	胃、十二指腸潰瘍	・ 慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多発が予測される。 ・ 保管は常温可
・ 健胃消化剤	消化不良、胃部不快感、食欲不振	・ 避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・ 種類は豊富 ・ 保管は常温可
・ 総合感冒剤（小児用含む）	感冒	・ 特に冬期に大量需要が予測される。 ・ 避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・ 小児用にはシロップが適当 ・ 保管は常温可
＜一般用＞ １ の他 ・ 催眠鎮静剤、強心剤	不眠、動悸、めまい	・ 中期以降に多発（＝需要大） ・ 特に医師、薬剤師の指示が必要 ・ 保管は常温可（保管対策は必要）
・ 便秘薬（下剤、浣腸剤）	便秘	・ 中期以降に多発（＝需要大） ・ 保管は常温可
・ ビタミンＢ剤	栄養補給、肉体疲労、眼精疲労	・ 避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・ 嵩張るがドリンク剤は便利 ・ 保管は常温可
・ 絆創膏	各種外傷	・ 各種サイズが必要 ・ 保管は容易
・ 目薬（眼科用剤）	充血、抗炎症、眼精疲労、アレルギー、抗菌等	・ 埃、粉塵による障害多発（＝需要大） ・ 有効期限短いので要注意 ・ 保管は容易
・ マスク	感冒、その他予防	・ 埃、粉塵が多い場合必要性が高い。（阪神では一時的に不足した）
・ うがい薬（含嗽剤）	感染予防、口内殺菌	・ 避難所生活長期化に伴い多発（＝需要大） ・ 特に冬期に需要が高まると予測される。 ・ 溶解の必要な散剤は不適 ・ 保管は常温可
・ 一般用総合感冒剤	感冒	・ 特に冬期に大量需要が予測される。 ・ 小児用にはシロップが適当 ・ 保管常温可

3 避難所生活が長期化する頃＜主に慢性疾患措置用＞の医薬品等＝医療機関へ引継ぐまでの
 応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器疾患、糖尿病、心臓病 等
---------	----------------------------

季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症 等
--------	--------------

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
＜医療用＞ 1、2 の他 ・降圧剤	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い（＝需要大） ・保管は常温可
・抗血栓用剤	各種血栓、塞栓症	・治療継続中の慢性疾患患者に必要 ・医師の指示のもとに使用（中断は危険） ・保管は常温可
・糖尿病用剤 インスリン注射 経口糖尿病治療剤	糖尿病	・糖尿病患者は意外に多く、患者に合った剤型が必要 ・剤型により保管条件は異なる。
・心疾患用剤	心疾患 狭心症 心不全 心筋梗塞 不整脈	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要 ・心疾患患者には緊急の対応が必要 ・外用剤（貼付剤）もある。
・喘息治療剤	喘息（気管支喘息含む）	・避難所生活長期化に伴い発作多発 ・エアゾール吸入型が便利 ・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤（小児用含む）	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される。 ・一般的なもので対応可 ・小児はドライシロップが適当 ・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮膚疾患剤	真菌症 他	・特に夏期に需要が増すと予測される。 ・保管は容易

必要性の高い医薬品（薬効別）	適応する傷病	災害用医薬品備蓄上の留意事項
<一般用> 1、2の他 ・胃腸薬 （消化性潰瘍用剤 健胃消化剤、制酸剤複合胃腸剤、その他消化器官用薬）	消化不良、胃腸痛、胃部不快感	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・止しゃ剤、整腸剤	下痢	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・鼻炎薬（耳鼻科用剤）	鼻炎（鼻水、鼻閉等）	・季節によっては大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・アレルギー用剤	アレルギー性疾患（じんましん、花粉症）	・季節によっては大量需要が予測される。 ・保管は常温可
・公衆衛生用薬	<用途> ・防疫活動用	・季節によっては大量需要が予測される。 ・消毒液散布用の器具が必要 ・保管は常温可

資料：『大規模災害時の医薬品等供給システム検討会報告書 平成8年1月16日』による。

資料 6－2 指定緊急避難場所、指定避難所等指定の現況

【 峰山町 】

指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
峰山小学校（体育館）	峰山町不断 1	○	○	－	×	47.3	○
峰山小学校（グラウンド）	峰山町不断 1	×	×	－	○	47.3	
峰山庁舎前防災広場	峰山町杉谷 889-1	×	×	－	○	30.9	
峰山地域公民館	峰山町杉谷 1030	○	×	－	×	43.0	
いさなご小学校（体育館）	峰山町安 9	○	○	－	×	42.8	○
いさなご小学校（グラウンド）	峰山町安 9	×	×	－	○	42.8	
五箇体育館	峰山町五箇 1	×	○	－	×	58.4	○
五箇グラウンド	峰山町五箇 1	×	×	－	○	58.4	
長岡小学校（体育館）	峰山町長岡 60	○	○	－	×	48.3	○
長岡小学校（グラウンド）	峰山町長岡 60	×	×	－	○	48.3	
峰山途中ヶ丘公園（芝生広場）	峰山町長岡 876	×	×	－	○	47.6	
峰山中学校（体育館）	峰山町荒山 88	○	○	－	×	26.5	○
峰山中学校（グラウンド）	峰山町荒山 88	×	×	－	○	26.5	
荒山区公民館 新館	峰山町荒山 1255	○	○	－	×	30.0	
しんざん小学校（体育館）	峰山町荒山 1300	×	○	－	×	27.5	○
しんざん小学校（グラウンド）	峰山町荒山 1300	×	×	－	○	27.5	
丹波体育館	峰山町丹波 551-1	○	○	－	×	23.9	○
丹波グラウンド	峰山町丹波 551-1	×	×	－	○	23.9	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
峰山総合福祉センター	峰山町杉谷 691	○	○	－	×	30.8
峰山地域公民館	峰山町杉谷 1030	○	×	－	×	43.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
2 区公民館	峰山町上 46-3	○	×	－	×	43.4
東地区公民館	峰山町杉谷 383	○	○	－	×	31.1
安区公民館	峰山町安 637	○	○	－	×	34.6
菅区公民館	峰山町菅 575-1	○	○	－	×	29.5
新治公民館	峰山町新治 456-4	○	○	－	×	37.0
二箇公民館	峰山町二箇 245	○	○	－	×	41.8
長岡地区公民館	峰山町長岡 95	○	○	－	×	34.3
内記区公民館	峰山町内記 300	○	○	－	×	29.6
丹波公民館	峰山町丹波 1022	○	○	－	×	26.4
赤坂公民館	峰山町赤坂 752	○	○	－	×	37.3
新町区公民館	峰山町新町 200-14	○	○	－	×	33.5
橋木作業場	峰山町橋木 984	○	×	－	×	35.2

【 大宮町 】

指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
大宮第一小学校（体育館）	大宮町周枳 1552	○	○	－	×	35.2	○
大宮第一小学校（グラウンド）	大宮町周枳 1552	×	×	－	○	35.2	
大宮中学校（体育館）	大宮町口大野 216	○	○	－	×	38.9	○
大宮中学校（グラウンド）	大宮町口大野 216	×	×	－	○	38.9	
大宮南小学校（体育館）	大宮町奥大野 72	×	○	－	×	61.0	○
大宮南小学校（グラウンド）	大宮町奥大野 72	×	×	－	○	61.0	
上常吉公民館	大宮町上常吉 1239	○	○	－	×	96.7	
大宮第三体育館	大宮町森本 782	×	○	－	○	94.8	○
森本公民館	大宮町森本 1399-1	○	○	－	×	83.0	
谷内公民館	大宮町谷内 1455	○	○	－	×	46.6	
五十河地区基幹集落センター	大宮町延利 414-1	○	○	－	○	110.1	
防災広場	大宮町河辺 4713-3	×	×	－	○	37.0	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
大宮こども園	大宮町周枳 167	○	○	－	×	45.4
大宮北保育所	大宮町河辺 4713-8	○	○	－	×	34.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
口大野公民館	大宮町口大野 889	○	○	－	×	39.1
三坂公民館	大宮町三坂 84	○	○	－	×	49.2
五十河公民館	大宮町五十河 340	○	×	－	×	161.0
周枳公民館	大宮町周枳 643	○	○	－	×	44.1
奥大野公民館	大宮町奥大野 580-1	○	○	－	×	57.6
河辺区民センター	大宮町河辺 2342	○	○	－	×	37.5
善王寺公民館	大宮町善王寺 1058	○	○	－	×	38.9

【 網野町 】

指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
網野中学校（体育館）	網野町網野 2696	○	○	×	×	8.7	○
網野中学校（グラウンド）	網野町網野 2696	×	×	○	○	8.5	
愛宕山	網野町網野 2742	×	×	○	×	12.3	
網野南小学校（体育館）	網野町下岡 180	○	○	×	×	16.0	○
網野南小学校（グラウンド）	網野町下岡 180	×	×	○	○	15.5	
網野北小学校（体育館）	網野町浅茂川 1861	○	○	×	×	4.8	○
網野北小学校（グラウンド）	網野町浅茂川 1861	×	×	×	○	4.2	
浅茂川温泉 静の里	網野町浅茂川 1449	×	×	○	×	19.2	
日吉神社	網野町浅茂川 1496	×	×	○	×	25.5	
網野グラウンド	網野町浅茂川 43	×	×	×	○	2.6	
松岡団地集会所	網野町下岡 1133-7	×	×	○	×	20.6	
八幡神社	網野町小浜 484	×	×	○	×	24.1	
磯集会所駐車場	網野町磯 1801-12	×	×	○	×	41.3	
島津小学校（体育館）	網野町島津 1251	○	○	×	×	7.1	○
島津小学校（グラウンド）	網野町島津 1251	×	×	○	○	6.7	
島津勤労者と子どものセンター	網野町島津 135	×	×	○	×	13.0	
琴引浜鳴き砂文化館	網野町掛津 1250	×	×	○	×	20.9	
遊グラウンド	網野町掛津 878	×	×	○	○	42.8	
三津グラウンド	網野町三津 27	×	×	○	○	32.5	
三津区民センター	網野町三津 869	○	○	○	×	19.9	
郷体育館	網野町郷 55	○	○	×	×	28.9	○
郷グラウンド	網野町郷 55	×	×	×	○	28.8	
新庄地区公民館	網野町新庄 595	○	×	×	×	23.6	
橘小学校（体育館）	網野町木津 1357	×	○	×	×	8.3	○
橘小学校（グラウンド）	網野町木津 1357	×	×	○	○	6.2	
たちばな会館	網野町木津 826	○	○	○	×	11.1	
浜詰区民センター	網野町浜詰 45	○	○	○	×	13.6	
塩江コミュニティ広場	網野町浜詰 1011-2	×	×	○	×	50.1	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
たちばな会館	網野町木津 826	○	○	×	×	5.2
網野保健センター	網野町網野 371	○	○	×	×	2.3

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
網野地区公民館	網野町網野 2824	○	×	×	×	6.0
水之江区民会館	網野町網野 681	○	×	×	×	4.6
北大路区民会館	網野町網野 2808	○	○	×	×	5.4
浅茂川区民会館	網野町浅茂川 1800	○	×	×	×	2.5
松岡団地集会所	網野町下岡 1133-7	○	○	○	×	20.6
島津勤労者と子どものセンター	網野町島津 135	○	×	○	×	13.0
掛津区民センター	網野町掛津 30	○	×	×	×	7.3
遊公会堂	網野町掛津 283	○	○	○	×	43.8
高橋公会堂	網野町高橋 652	○	○	○	×	20.3
網野教育会館	網野町郷 33	○	○	○	×	32.2
生野内集会所	網野町生野内 455	○	○	○	×	47.8
温泉会館	網野町木津 424-2	×	○	×	×	4.5
下和田区民館	網野町木津 82-2	○	○	×	×	5.6
上野区民会館	網野町木津 159	○	×	×	×	3.7
俵野多目的集会所	網野町俵野 158	○	○	○	×	8.3

【 丹後町 】

指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
京丹後市丹後庁舎	丹後町間人 1780	○	○	○	×	11.0	
丹後地域公民館	丹後町間人 2690-1	○	○	×	×	17.5	○
丹後中学校（体育館）	丹後町間人 320	×	○	×	×	3.6	○
丹後中学校（グラウンド）	丹後町間人 320	×	×	×	○	3.6	
砂方集落センター	丹後町間人 4662-1	○	○	○	×	20.0	
丹後小学校（グラウンド）	丹後町間人 2691	×	×	○	○	17.6	
是安センター	丹後町是安 12-2	○	○	○	×	12.2	
竹野集会所	丹後町竹野 1026	○	○	×	×	6.7	
竹野体育館	丹後町竹野 564	×	×	○	×	18.4	○
竹野グラウンド	丹後町竹野 564	×	×	×	○	18.4	
平住民センター	丹後町平 523-1	○	○	×	×	6.0	
豊栄体育館	丹後町成願寺 1727	○	○	×	×	16.9	○
豊栄グラウンド	丹後町成願寺 1727	×	×	×	○	16.9	
豊栄山村広場	丹後町大山 8	×	×	○	×	29.5	
此代公民館	丹後町此代 1340	○	×	×	×	73.5	
宇川小学校（体育館）	丹後町上野 120	○	○	×	×	23.0	○
宇川小学校（グラウンド）	丹後町上野 120	×	×	○	○	23.0	
旧宇川中学校教室棟	丹後町上野 105-1	－	－	－	－	35.0	○

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
旧宇川グラウンド	丹後町上野 105-1	×	×	×	○	35.0	
宝蔵寺	丹後町岩木 935	×	×	○	×	16.0	
丹生神社	丹後町岩木 928-1	×	×	○	×	27.5	
子どもの広場（中浜）	丹後町久僧 589-2	×	×	○	×	21.0	
久僧公民館	丹後町久僧 1052-1	○	○	○	×	9.9	
六神社	丹後町上野 815	×	×	○	×	44.0	
常德寺	丹後町平 782	×	×	○	×	13.0	
妙源寺	丹後町平 740	×	×	○	×	19.0	
万福寺	丹後町袖志 620	×	×	○	×	21.0	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高
		異常気象の区分				
		風水害	地震	津波	火災	
丹後地域公民館	丹後町間人 2624	○	○	×	×	17.5
京丹後市丹後庁舎	丹後町間人 1780	○	○	○	×	11.0
平住民センター	丹後町平 523-1	○	○	×	×	6.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
古間区民センター	丹後町間人 3259	○	○	○	×	19.5
三宅生活改善センター	丹後町三宅 23-1	○	○	○	×	7.2
吉永生活改善センター	丹後町吉永 377-1	○	×	○	×	14.7
宮公会堂	丹後町宮 232	○	○	○	×	12.5
井谷集会所	丹後町井谷 186	○	○	○	×	31.4
中浜区民会館	丹後町中浜 816	○	○	×	×	2.3
久僧公民館	丹後町久僧 1052-1	○	×	○	×	9.9
上野区民会館	丹後町上野 402-1	○	○	○	×	26.1
尾和会館	丹後町尾和 495-3	○	○	○	×	36.0

【 弥栄町 】

指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
吉野体育館	弥栄町芋野 408	○	○	－	×	39.8	○
吉野グラウンド	弥栄町芋野 408	×	×	－	○	39.8	
黒部体育館（警戒）	弥栄町黒部 3299	○	○	－	○	25.2	○
弥栄小学校（体育館）	弥栄町木橋 558	○	○	－	×	20.1	○

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
弥栄小学校（グラウンド）	弥栄町木橋 558	×	×	－	○	20.1	
弥栄中学校（体育館）	弥栄町溝谷 3300-1	○	○	－	×	22.5	○
弥栄中学校（グラウンド）	弥栄町溝谷 3300-1	×	×	－	○	22.5	
野間基幹集落センター	弥栄町野中 2245-1	○	○	－	×	137.0	○
野間グラウンド	弥栄町野中 2264	×	×	－	○	137.0	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高
		異常気象の区分				
		風水害	地震	津波	火災	
弥栄地域公民館	弥栄町溝谷 3443-2	○	○	－	×	20.6
弥栄生きがい交流センター	弥栄町野中 2247	○	○	－	×	134.0

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
堤公民館	弥栄町堤 280	○	○	－	－	25.0
井辺公民館	弥栄町井辺 806-1	○	○	－	－	16.0
中津・田中集会施設	弥栄町野中 1608-1	○	○	－	－	121.0
小田集会施設（2階）	弥栄町小田 338-1	○	○	－	－	13.0

【 久美浜町 】

指定緊急避難場所・指定避難所

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
久美浜中学校（体育館）	久美浜町 640	○	○	×	×	11.7	
久美浜中学校（グラウンド）	久美浜町 640	×	×	○	○	11.7	
京丹後市久美浜庁舎	久美浜町 814	○	○	×	×	3.1	
久美浜小学校（体育館）	久美浜町 3369	○	○	×	×	1.7	○
久美浜小学校（グラウンド）	久美浜町 3369	×	×	×	○	1.7	
川上体育館	久美浜町畑 394	×	○	×	×	23.0	○
川上グラウンド	久美浜町畑 394	×	×	×	○	23.0	
久美浜林業センター	久美浜町金谷 942-2	○	×	×	×	24.0	
高龍小学校（体育館）	久美浜町新谷 250	○	○	×	×	9.2	○
高龍小学校（グラウンド）	久美浜町新谷 250	×	×	×	○	9.2	
海部体育館	久美浜町橋爪 236	×	○	×	×	6.3	○
海部グラウンド	久美浜町橋爪 236	×	×	×	○	6.3	
久美浜健康センター	久美浜町浦明 1050	○	×	×	×	15.6	

施設などの名称	住所	指定緊急避難場所				標高	指 定 避難所
		異常気象の区分					
		風水害	地震	津波	火災		
丹後緑風高等学校久美浜学舎（体育館）	久美浜町橋爪 65	×	×	×	×	5.3	○
丹後緑風高等学校久美浜学舎（グラウンド）	久美浜町橋爪 65	×	×	×	○	5.3	
久美浜農業センター	久美浜町橋爪 673	○	×	×	×	6.1	
久美浜機業センター	久美浜町野中 81	○	×	×	×	25.6	
久美浜ぎょそんセンター	久美浜町湊宮 1312-34	○	○	×	×	1.4	○
久美の浜福祉会かがやきの杜	久美浜町竹藤 22-1	○	○	×	×	27.2	
こうりゅう虹こども園	久美浜町永留 246-4	○	○	×	×	13.4	
佐濃体育館	久美浜町安養寺 581	×	○	×	×	27.8	○
佐濃グラウンド	久美浜町安養寺 581	×	×	×	○	27.8	
田村体育館	久美浜町関 495	○	○	×	×	14.7	○
田村グラウンド	久美浜町関 495	×	×	×	○	14.7	
かぶと山小学校（体育館）	久美浜町神崎 1603	×	○	×	×	12.7	○
かぶと山小学校（グラウンド）	久美浜町神崎 1603	×	×	○	○	12.7	
かぶと山こども園	久美浜町浦明 570-1	○	○	×	×	23.8	
湊体育館	久美浜町湊宮 1655-5	×	×	×	×	1.1	○
湊グラウンド	久美浜町湊宮 1655-5	×	×	×	○	1.1	
大日寺	久美浜町蒲井 555	×	×	○	×	13.9	
風蘭の館	久美浜町蒲井 518	×	×	○	×	15.6	
京都造形芸術大学セミナーハウス	久美浜町蒲井 51-1	×	×	○	×	36.0	
久美浜カンツリークラブ	久美浜町湊宮 118	×	×	○	×	43.6	
意布伎神社	久美浜町油池 25-2	×	×	○	×	27.1	
甲山寺	久美浜町甲山 1231	×	×	○	×	8.3	
鹿野公民館	久美浜町鹿野 919	×	×	○	×	16.5	
意布伎神社	久美浜町箱石 468-1	×	×	○	×	22.7	
特別養護老人ホーム海山園駐車場	久美浜町湊宮 467-60	×	×	○	×	13.5	
宝泉寺・湊宮区墓地公園	久美浜町湊宮 1817	×	×	○	×	9.0	
大向展望台	久美浜町大向 168-1	×	×	○	×	63.1	

※指定避難所となっている学校施設については、体育館以外の施設も避難所とする。

福祉避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
京丹後市久美浜庁舎	久美浜町 814	○	○	○	×	3.1
こうりゅう虹こども園	久美浜町永留 246-4	○	○	×	×	13.4
かぶと山こども園	久美浜町浦明 570-1	○	○	×	×	23.8

地区避難所

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
口馬地公民館	久美浜町口馬地 464-1	○	○	○	×	18.6
ほたいの会館	久美浜町布袋野 1500	○	○	○	×	89.0
新庄公民館	久美浜町新庄 411	○	○	○	×	11.7
海士公民館	久美浜町海士 317	○	×	×	×	3.2

施設などの名称	住所	異常気象の区分				標高
		風水害	地震	津波	火災	
西橋爪公民館	久美浜町西橋爪 880	○	○	○	×	14.1
品田公民館	久美浜町品田 194	○	○	○	×	12.0
新谷公民館	久美浜町新谷 596	○	○	○	×	11.9
二俣公民館	久美浜町二俣 130	○	×	○	×	77.0
佐野乙共同集会所	久美浜町佐野 446-3	○	×	○	×	33.5
佐野甲公民館	久美浜町佐野 1504	○	○	○	×	44.0
野中公民館	久美浜町野中 204-6	○	×	○	×	27.6
丸山公民館	久美浜町丸山 340	○	×	○	×	19.5
永留公民館	久美浜町永留 1146	○	×	×	×	16.9
大井公民館	久美浜町大井 672-1	○	×	○	×	15.3
三分公民館	久美浜町三分 307	○	×	○	×	17.8
長柄公民館	久美浜町浦明 45	○	×	×	×	1.7
神崎公民館	久美浜町神崎 1873	○	×	×	×	3.3
箱石公民館	久美浜町箱石 468-8	○	×	○	×	8.7
奥馬地公民館	久美浜町奥馬地 867	○	○	○	×	30.5
郷公民館	久美浜町郷 500	○	○	○	×	29.5
甲山公民館	久美浜町甲山 1198	○	○	×	×	1.6
あじさいの里公園	久美浜町尉ヶ畑 654	○	○	○	×	178.0

資料 6-3 要配慮者の救援対策に関する事項

資料 6-3-1 社会福祉施設等の現況

【 高齢者福祉施設等 】

名称	所在地	電話	備考
はごろも苑	峰山町長岡 2093	62-7001	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人 ☐ 訪問入浴介護、訪問介護
弥栄はごろも苑	弥栄町溝谷 3524	65-0131	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人、短期定員 10 人 ☐ 通所介護
おおみや苑	大宮町口大野 295	68-1525	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 60 人、短期定員 23 人 ☐ 訪問入浴介護、訪問介護、通所介護
丹後園	網野町木津 225-2	74-0888 74-0174 74-1080	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人、短期定員 4 人 ☐ 訪問入浴介護、通所介護 ☐ 訪問介護
第二丹後園	網野町木津 225-2	74-9888	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人、短期定員 10 人
ふるさと	網野町小浜 613-2	72-3400 79-3399	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 100 人、短期定員 20 人 ☐ 通所介護
いちがお園	丹後町岩木 487	75-2496 75-2500 75-1518	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人、短期定員 19 人 ☐ 訪問介護 ☐ 通所介護
宇川いちがお園	丹後町久僧 417	76-0005	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 12 人
満寿園	弥栄町溝谷 39-6	65-0222	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人、短期定員 20 人 ☐ 認知症対応型通所介護 ☐ 訪問介護
久美浜苑	久美浜町 169	82-1555	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 50 人、短期定員 8 人
久美浜苑くまのの里	久美浜町栃谷 2375	82-1556	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 29 人（短期定員を含む）
海山園	久美浜町湊宮 467-60	83-2111	☐ 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム） 入所定員 58 人、短期定員 12 人 ☐ 訪問入浴介護、訪問介護、通所介護
京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ	弥栄町溝谷 5422-1	65-2200	☐ 介護老人保健施設 入所定員 100 人（短期定員を含む） ☐ 通所リハビリテーション
グループホームもみじ	峰山町吉原 71-4	69-5300	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 9 人
グループホーム長岡	峰山町長岡 3-3	62-2525	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 18 人
グループホームおおみや	大宮町三坂 132-3	64-5755	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 9 人
グループホーム善王寺	大宮町善王寺 527-1	64-5399	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 18 人
グループホームかえで	弥栄町溝谷 3581	65-4111	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 18 人
グループホームいきがい	久美浜町湊宮 467-60	83-2114	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 9 人

名称	所在地	電話	備考
高齢者グループホーム いわきの里	丹後町岩木 985	75-2339	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 9 人
グループホームあみの	網野町網野 390-10	72-5550	☐ 認知症対応型共同生活介護 定員 9 人
いさなご荘	峰山町鱒留 523	69-1375	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 18 人
はごろも苑ないきの家	峰山町内記 416	62-8018	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 25 人
はごろも苑さかいの家	峰山町堺 44	62-5353	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 24 人
あけぼの荘	大宮町上常吉 1226	68-1580	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 25 人
おおみや苑あけだの家	大宮町明田 1165	68-1095	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 24 人
ふれあいホーム桃山	網野町網野 3060	72-1515	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 29 人
ふれあいホームあみの	網野町網野 390-10	72-5550	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 18 人
ほっこり	網野町網野 3-1	72-1559	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 29 人
間人あきばの里	丹後町間人 2511-6	75-0407	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 29 人
あしぎぬホームなごみ	弥栄町溝谷 3436-7	65-0075	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 29 人
川上ふれあいの家	久美浜町金谷 965	85-0345	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 29 人
田村ゆうゆうの里	久美浜町関 199-1	83-2011	☐ 小規模多機能型居宅介護事業所 定員 29 人
吉笑庵デイサービス峰山	峰山町御旅 29	69-5070	☐ 通所介護
デイサロンのんののんな	大宮町河辺 1050	62-2811	☐ 通所介護
ももくろデイサービス	峰山町荒山 453-1・ 454-1	69-5800	☐ 通所介護
でんでん倶楽部峰山	峰山町新町 2462-2	62-7710	☐ 通所介護
リハタイムズ	峰山町長岡 738-7	66-3366	☐ 通所介護
デイサービス京丹後	大宮町周枳 347	68-1039	☐ 通所介護
デイサービスきらり	大宮町河辺 2392	68-0321	☐ 通所介護
リハ・すぎけん	大宮町三坂 129-1	68-1170	☐ 通所介護
京丹後市網野デイサービスセンター	網野町網野 385-1	72-0797	☐ 通所介護
デイサービスセンター 住の江	網野町網野 390-10	72-6660	☐ 通所介護
久美浜デイサービスセンターくみの里	久美浜町 168	82-1021	☐ 通所介護
佐濃デイサービスセンター こうりゅうの里	久美浜町竹藤 40	84-9033	☐ 通所介護
サンシェア和's	久美浜町湊宮 10467-390	83-2525	☐ 通所介護
はなまるデイサービス	弥栄町堤 743-7	65-2088	☐ 認知症対応型通所介護
満寿園	弥栄町溝谷 4206	65-2558	☐ 養護老人ホーム（入所定員 60 人）
ケアハウス赤坂	大宮町口大野 295	68-1535	☐ ケアハウス（定員 20 人）
ケアハウス丹後園	網野町木津 225-2	74-1080	☐ ケアハウス（定員 30 人）
サポートハウス夢の郷	久美浜町湊宮	83-2525	☐ ケアハウス（定員 50 人）

名称	所在地	電話	備考
	10467-390		

【 障害者福祉施設 】

名称	所在地	電話	備考
おおみや共同作業所	大宮町河辺 2637	64-4782	☐ 就労継続支援B型事業所（定員 20 人）
あゆみが丘学園	大宮町延利 200	68-0770	☐ 障害者支援施設（入所定員 78 人） ☐ 生活介護事業所 ☐ ショートステイ事業所（定員 8 人）
障害者就業・生活支援センターこまち	大宮町周枳 1-1	68-0005	☐ 就業一般相談支援事業所 ☐ ジョブコーチ支援・職場定着支援
障害者相談支援事業所結	峰山町杉谷 987-1	69-1040	☐ 相談支援事業所
障害児（者）多機能型生活支援センター ろむ	大宮町奥大野 585	68-3377	☐ 生活介護事業所（定員 12 人） ☐ 自立訓練事業所（定員 8 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 4 人）
つなぐ	峰山町菅 267	64-5211	☐ 就労継続支援A型事業所（定員 20 人）
W・A・T・S フィールド	久美浜町湊宮 10467-29	09090428008	☐ 就労継続支援A型事業所（定員 20 人）
みねやま作業所	峰山町内記 449-1	62-2401	☐ 生活介護事業所（定員 25 人） ☐ 就労継続支援B型事業所（定員 15 人）
峰山共同作業所	峰山町杉谷 851-3	62-4823	☐ 生活介護事業所（定員 11 人） ☐ 就労移行支援事業所（定員 6 人） ☐ 就労継続支援B型事業所（定員 23 人）
ゆうゆう作業所	丹後町大山 678-1	75-2312	☐ 生活介護事業所（定員 8 人） ☐ 就労継続支援B型事業所（定員 12 人）
長岡ホーム(いちご)	峰山町長岡 287-4	62-0391	☐ グループホーム（定員 6 人）
長岡ホーム(みかん)	峰山町長岡 285	62-0391	☐ グループホーム（定員 10 人）
長岡ホーム(オルオル)	峰山町長岡 519	62-0391	☐ グループホーム（定員 7 人）
長岡ホーム(オハナ)	峰山町長岡 519	62-0391	☐ グループホーム（定員 7 人）
児童発達相談支援事業所 さつき園	峰山町五箇 12-1	62-8023	☐ 児童発達支援事業所（定員 10 人） ☐ 放課後等デイサービス事業所（定員 10 人）
ぐるり	峰山町長岡 2093	62-7001	☐ 放課後等デイサービス事業所（定員 10 人） ☐ 就労継続支援B型事業所（定員 10 人）
障害者地域生活支援センター もみの木	峰山町新町 2015-2	69-5059	☐ 相談支援事業所 ☐ 地域活動支援センター事業所
京丹後市聴覚言語障害センター	峰山町荒山 328	62-5529	☐ 聴覚障害者情報提供施設 ☐ 地域活動支援センター事業所
支援センターうらしま	網野町下岡 796	72-6150	☐ ホームヘルプサービス等事業所 ☐ 地域活動支援センター事業所
丹後視力障害者福祉センター	網野町網野 3081	72-0609	☐ 視覚障害者情報提供施設 ☐ 同行援護事業所
四つ葉ハウス	網野町網野 5-7	79-2525	☐ 生活介護事業所（定員 13 人） ☐ 就労継続支援B型事業所（定員 27 人）
だるまハウス	網野町島津 96-2	72-5202	☐ 生活介護事業所（定員 20 人） ☐ 就労継続支援B型事業所（定員 20 人）
チューリップハウス	網野町島津 3020-1	72-2000	☐ 生活介護事業所（定員 20 人）
ももやま	網野町島津 3021-1	72-2201	☐ ホームヘルプサービス等事業所
ほてい荘	網野町下岡 854	72-2289	☐ グループホーム（定員 11 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 2 人）

名称	所在地	電話	備考
さくら荘	網野町網野 209	72-5222	☐ グループホーム（定員 6 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 1 人）
グループホーム メロス	網野町下岡 609-2	72-3100	☐ グループホーム（定員 7 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 1 人）
京丹後市社会福祉協 議会久美浜支所	久美浜町 814	82-0008	☐ ホームヘルプサービス等事業所
あおぞら	久美浜町竹藤 22-1	84-0759	☐ 生活介護事業所（定員 30 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 2 人） ☐ 計画相談支援事業所
つばさ	久美浜町竹藤 22-1	84-0759	☐ 就労継続支援 B 型事業所（定員 20 人）
杜の散歩道	久美浜町 864-1	82-9393	☐ 就労継続支援 B 型事業所（定員 20 人）
佐濃ホーム	久美浜町安養寺 580-3	84-0622	☐ グループホーム（定員 10 人）
くみはまホーム	久美浜町 868	82-9090	☐ グループホーム（定員 18 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 2 人）
キッズ京丹後峰山教 室	峰山町菅 455-1	60-4007	☐ 児童発達支援事業所（定員 10 人） ☐ 放課後等デイサービス事業所（定員 10 人）
かけはし(なごみ)	大宮町奥大野 369-3	68-0770	☐ グループホーム（定員 4 人）
かけはし(きぼう)	大宮町河辺 2636	68-0770	☐ グループホーム（定員 6 人）
ひまわり荘	網野町網野 1419-3	79-2323	☐ グループホーム（定員 6 人） ☐ ショートステイ事業所（定員 3 人）

資料 6－3－2 高齢者・障害者等の避難行動の特徴と配慮したい項目

種 類	配 慮 し た い 項 目	
	災 害 直 後	避 難 所 等 の 生 活
肢 体 不 自 由 者 寝たきり高齢者	・移動困難性あり ・災害の認知遅れる可能性あり ・介助者、家族との共同避難が遅れやすい。 ・家族や介助者の避難も制約を受ける。	・介助者との対応が困難になる恐れがある。 ・環境の変化による不応症候が発生しやすい。 ・見知らぬ介助者へのストレス ・福祉・医療機器、補助具がない場合は移動、生活困難 ・日常生活では車いすを使用できても災害時には大きな制約がある。 ・室内外の移動空間、トイレ、入浴設備等に物的配慮が必要
視覚障害者	・単独での移動がおおむね困難 ・避難時の移動は極端に制約される。 ・災害の知覚が遅れやすい、災害の状況が把握困難 ・災害時には聴覚からの情報が不可欠 ・危険からの回避が遅れやすい。 ・日常的な生活空間でも自力避難は困難	・重度者は移動支援が必要 ・室内外の移動空間、トイレ、入浴設備等に物的配慮が必要
聴覚障害者（難聴者含む） 言語障害者	・災害時の情報入手が困難 ・災害の知覚が遅れやすい。 ・視覚情報が避難の際重要となる。 ・危険からの回避が遅れやすい。	・避難空間でのコミュニケーション支援が不可欠
内部障害者	・避難行動が遅れやすい。 ・自力避難や移動が困難な場合もある。	・避難時に常用薬が欠かせない。 ・避難環境の整備が重要 ・在宅酸素や日常生活用具（ストマ

		- 装具など)の確保が欠かせない。 ・オストメイト用トイレ設置等物的配慮が必要
てんかんのある人	・単身で避難が困難 ・災害状況把握が困難	・災害ショックや環境変化による発作に留意 ・避難時に常用薬が欠かせない。 ・室内環境に配慮
自閉症児 知的障害者	・単身で避難が困難 ・災害状況把握が困難 ・介助者を含め避難が制約されやすい。	・災害ショックや環境変化によるパニックに留意 ・適切な介助者が不可欠 ・避難所の設備・環境にも配慮
精神障害者	・災害ショックや環境変化に留意	・周囲と適切なコミュニケーションが不可欠 ・避難所の設備環境にも配慮 ・避難時に常用薬が欠かせない。
乳幼児・子供 妊婦 怪我・病氣療養者	・単身で避難が困難、災害状況把握が困難 ・災害ショック、環境変化によるストレスに配慮 ・適切な介助者が不可欠 ・介助者を含め避難が制約されやすい。	・避難所の設備環境にも配慮 ・妊婦は避難中の産気に注意
単身高齢者	・避難や移動の困難性あり ・適切な状況把握が困難 ・災害ショック、環境変化によるストレスに配慮 ・介助を要する場合あり	・避難所の設備環境にも配慮 ・要介護者の場合は適切な介助者が不可欠 ・環境の変化による不応症症状が発生しやすい。
認知症高齢者	・災害状況把握が困難 ・避難行動への判断・理解が困難 ・誘導に対する抵抗が発生しやすい ・介護者、家族との共同避難が遅れやすい。 ・単独での移動がおおむね困難	・環境変化やストレスへの適応が困難、不応症症状が発生しやすい。 ・避難所の環境に配慮 ・適切な介助者が不可欠 ・介護者、家族の疲弊が起りやすい。 ・状況把握が困難
外国人・旅行者他	・適切な状況把握が困難 ・情報伝達方法を明確にする必要がある ・多様な言語を用いた避難マニュアルの作成 ・災害ショック、環境変化によるストレスに配慮	

資料：平成7年12月 「季刊福祉労働 第69号」所収論文「障害者・高齢者の災害対策」（秋山・高橋・三星）による。

資料 6-3-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設

種別	施設名称	所在地	電話番号	河川	浸水想定 (想定最大規模降雨)
高齢者福祉施設	ももくろデイサービス	峰山町荒山 453-1・454-1	69-5800	竹野川	3.0～5.0m未満
	京丹後市立久美浜病院通所リハビリテーション事業所	久美浜町 161	82-1500	栃谷川	1.0～2.0m未満
	でんでん倶楽部峰山	峰山町新町 2462-2	62-7710	竹野川	0.5m未満
	あしぎぬホームなごみ	弥栄町溝谷 3436-7	65-0075	竹野川	0.5未満、0.5～1.0m未満
	特別養護老人ホーム満寿園	弥栄町溝谷 39-6	65-0222	竹野川	ほんの少し 0.5m未満
	デイサービス満寿園	弥栄町溝谷 39-6	65-0222	竹野川	ほんの少し 0.5m未満
	久美浜苑くまのの里	久美浜町栃谷 2375	82-1556	栃谷川	1.0～2.0m未満
	京丹後市網野デイサービスセンター	網野町網野 385-1	72-0797	福田川	1.0～2.0m未満
	京丹後市やさか老人保健施設ふくじゅ	弥栄町溝谷 5422-1	65-2200	竹野川	1.0～2.0m未満
	サービス付き高齢者向け住宅ほほえみ	網野町網野 390-10	72-6660	福田川	1.0～2.0m未満
	デイサービスセンター住の江	網野町網野 390-10	72-6660	福田川	1.0～2.0m未満
	グループホームあみの	網野町網野 390-10	72-5550	福田川	1.0～2.0m未満
	ふれあいホームあみの	網野町網野 390-10	72-5550	福田川	1.0～2.0m未満
	小規模多機能型居宅介護施設川上ふれあいの家	久美浜町金谷 965	85-0345	川上谷川	一部 0.5m未満
	高齢者グループホームいわきの里	丹後町岩木 985	75-2339	竹野川	1.0～2.0m未満
	はごろも苑さかいの家	峰山町堺 44	62-5353	小西川	1.0～2.0m未満
	はごろも苑ないきの家	峰山町内記 416	62-8018	竹野川	0.5～1.0m未満
	グループホームかえで	弥栄町溝谷 3581	65-4111	竹野川	0.5m未満
	小規模多機能型居宅介護事業所ほっこ里	網野町網野 3-1	72-1559	福田川、新庄川	2.0～3.0m未満
	はなまるデイサービス	弥栄町堤 743-7	65-2088	竹野川	3.0～5.0m未満
	地域密着型通所介護リハタイムズ	峰山町長岡 738-7	66-3366	鱒留川	0.5m未満
障害者福祉施設	京丹後市聴覚言語障害センター	峰山町荒山 328	62-5529	竹野川	2.0～3.0m未満

種別	施設名称	所在地	電話番号	河川	浸水想定 (想定最大規模降雨)
障害者福祉施設	長岡ホーム	峰山町長岡 285	62-0391	竹野川	0.5m未満
	峰山共同作業所	峰山町杉谷 851-3	62-4823	小西川	0.5m～1.0m未満、1.0～2.0m未満
	つなぐ	峰山町菅 267		竹野川	1.0～2.0m未満
	障害者地域生活支援センターもみの木	峰山町新町 2015-1	69-5059	竹野川	0.5～1.0m未満、1.0～2.0m未満
	障害者相談支援事業所結	峰山町杉谷 987-1	69-1040	小西川	1.0～2.0m未満
	支援センターうらしま	網野町下岡 796	72-6150	福田川	0.5m未満
	共同生活住居 ほてい荘	網野町下岡 854	72-2289	福田川	1.0～2.0m未満、2.0～3.0m未満
	ケアホーム さくら荘	網野町網野 209	72-5222	福田川	1.0～2.0m未満
	グループホーム メロス	網野町下岡 609-2	72-3100	福田川	2.0～3.0m未満
	チューリップハウス	網野町島津 3020-1	72-2000	大橋川	0.5m未満
	キッズ京丹後峰山教室	峰山町菅 455-1	60-4007	鱒留川	0.5m未満
	長岡ホーム(いちご)	峰山町長岡 287-4	62-0391	鱒留川	0.5m未満
	長岡ホーム(みかん)	峰山町長岡 285	62-0391	鱒留川	0.5m未満
	長岡ホーム(オルオル)	峰山町長岡 519	62-0391	鱒留川	0.5m未満
	長岡ホーム(オハナ)	峰山町長岡 519	62-0391	鱒留川	0.5m未満
	くみはまホーム	久美浜町 868	82-9090	久美谷川	1.0～2.0m未満
児童福祉施設	峰山乳児院	峰山町杉谷 952-8	62-1251	小西川	0.5～1.0m未満
	てらす峰夢	峰山町杉谷 952-8	62-1251	小西川	0.5～1.0m未満
保育所・認定こども園(公立)	峰山こども園	峰山町長岡 1677-2	69-1155	鱒留川	0.5～1.0m未満、1.0～2.0m未満
	網野こども園	網野町小浜 133	72-4422	福田川	0.5m未満、1.0～2.0m未満
	丹後こども園	丹後町間人 300	75-8030	竹野川	1.0～2.0m未満、一部2.0～3.0m未満
	たちばな保育所	網野町木津 1357	74-0004	木津川、俵野川	2.0～3.0m未満
	宇川保育所	丹後町中野 242	76-1249	宇川	1.0～2.0m未満、2.0～3.0m未満、3.0～5.0m未満
	久美浜保育所	久美浜町 1322	82-0142	久美谷川	1.0～2.0m未満
保育所・認定こども園(私立)	あみの夢こども園	網野町網野 721	72-0619	福田川	0.5m未満、0.5～1.0m未満、ほんの少し1.0～

種別	施設名称	所在地	電話番号	河川	浸水想定 (想定最大規模降雨)
					2.0m未満
	こうりゅう虹こども園	久美浜町永留 246-4	84-0221	永留川	ほんの一部 0.5m未満
放課後児童クラブ	峰山放課後児童クラブ	峰山町丹波 551- 1	62-4118	竹野川	3.0～5.0m未満
	久美浜海部放課後児童ク ラブ	久美浜町橋爪 236	82-0544	川上谷 川	0.5m未満、0.5～1.0m 未満（一部）
	久美浜放課後児童クラブ	久美浜町 3369	82-0030	久美谷 川	1.0～2.0m未満
小学校	しんざん小学校	峰山町荒山 1300	62-0730	竹野川	0.5～1.0m未満、1.0～ 2.0m未満
	大宮第一小学校	大宮町周枳 1552	64-2133	竹野川	0.5m未満
	島津小学校	網野町島津 1251	72-0149	大橋川	0.5m未満、0.5～1.0m 未満（一部）
	久美浜小学校	久美浜町 3369	82-0021	久美谷 川	1.0～2.0m未満
	高龍小学校	久美浜町新谷 250	85-0220	川上谷 川	0.5m未満、0.5～1.0m 未満、ほんの少し 1.0～ 2.0m未満
中学校	峰山中学校	峰山町荒山 88	62-0359	竹野川	1.0～2.0m未満
	丹後中学校	丹後町間人 320	75-0126	竹野川	一部 0.5m未満、0.5～ 1.0m未満、1.0～2.0m 未満、2.0～3.0m 未満、 3.0～5.0 未満
	弥栄中学校	弥栄町溝谷 3300-1	65-2554	竹野川	0.5m 未満、0.5～1.0m 未満、ほんの少し 1.0～ 2.0m未満
高校	丹後緑風高等学校久美浜 学舎	久美浜町橋爪 65	82-0069	川上谷 川	体育館 0.5m 未満、0.5～ 1.0m未満（教室棟は区 域外）
病院	市弥栄病院	弥栄町溝谷 3452-1	65-2003	竹野川	0.5m未満、ほんの少し 0.5～1.0m未満
	市久美浜病院	久美浜町 161	82-1500	栃谷川	1.0～2.0m未満

資料 6－3－4 土砂災害警戒区域内の要配慮者施設

種別	施設名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒 区域	土砂災害特別 警戒区域
高齢者福祉施設	市立久美浜病院通所リハ ビリテーション事業所	久美浜町 161	82-1500	土石流	区域外
	養護老人ホーム満寿園	弥栄町溝谷 4206	65-2558	急傾斜（一部）	区域外

種別	施設名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
高齢者福祉施設	特別養護老人ホーム満寿園	弥栄町溝谷 39-6	65-0222	急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	デイサービス満寿園	弥栄町溝谷 39-6	65-0222	急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	久美浜デイサービスセンターくみの里	久美浜町 168	82-1021	土石流	区域外
	特別養護老人ホーム久美浜苑	久美浜町 169	82-1555	土石流、急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	久美浜苑	久美浜町 169	82-1555	土石流、急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	小規模多機能型居宅介護施設田村ゆうゆうの里	久美浜町関 199-1	83-2011	急傾斜（一部）	区域外
	いさなご荘	峰山町鱒留 523	69-1375	急傾斜	区域外
	いちがお園デイサービスセンター	丹後町岩木 487	75-1518	土石流（一部）、急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	いちがお園短期入所施設	丹後町岩木 487	75-2496	土石流（一部）、急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	特別養護老人ホームいちがお園	丹後町岩木 487	75-2496	土石流（一部）、急傾斜（一部）	急傾斜（一部）
	高齢者グループホームいわきの里	丹後町岩木 985	75-2339	土石流、急傾斜	区域外
	小規模多機能施設間人あきばの里	丹後町間人 2511-6	75-0407	土石流	区域外
	地域密着型介護老人福祉施設宇川いちがお園	丹後町久僧 417	76-0005	急傾斜	急傾斜（一部）
	市国民健康保険直営宇川診療所	丹後町久僧 417	76-0210	急傾斜	急傾斜（一部）
	特別養護老人ホームふるさと	網野町小浜 613-2	72-3400	ほんの少し土石流	区域外
	デイサービスセンターふるさと	網野町小浜 613-2	72-3400	ほんの少し土石流	区域外
	グループホームもみじ	峰山町吉原 71-4	69-5300	急傾斜	急傾斜（一部）
障害者福祉施設	みねやま作業所	峰山町内記 449-1	62-2401	急傾斜	急傾斜（一部）
	児童発達相談支援事業所さつき園	峰山町五箇 12-1	62-8023	急傾斜	区域外
	つなぐ	峰山町菅 267	64-5211	土石流	区域外
	障害者（児）多機能型生活支援センター ろむ	大宮町奥大野 585	68-3377	急傾斜	急傾斜（一部）
	あゆみが丘学園	大宮町延利 200	68-0770	急傾斜	急傾斜（一部）
	支援センターうらしま	網野町下岡 796	72-6150	土石流	区域外

種別	施設名称	所在地	電話番号	土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
障害者福祉施設	佐濃ホーム	久美浜町安養寺 580-3	84-0622	急傾斜（少し）	区域外
	共同生活援助事業所 か けはし	大宮町奥大野 369- 3	68-0770	土石流（一部）	区域外
保育所・認定こども園（公立）	網野こども園	網野町小浜 133	72-4422	急傾斜、土石流（一部）	区域外
	宇川保育所	丹後町中野 242	76-1249	急傾斜	区域外
	久美浜保育所	久美浜町 1322	82-0142	急傾斜	区域外
保育所・認定こども園（私立）	ゆうかり子ども園	峰山町杉谷 283	62-0343	急傾斜	区域外
	ゆうかり乳児保育所	峰山町室 24	62-0045	急傾斜	区域外
放課後児童クラブ	丹後放課後児童クラブ	丹後町間人 2624 丹後地域公民館内	75-0309	急傾斜	急傾斜
	弥栄放課後児童クラブ	弥栄町堤 3435	65-2454	ほんの少し急傾斜	区域外
	久美浜海部放課後児童クラブ	久美浜町橋爪 236	82-0544	急傾斜	区域外
	久美浜放課後児童クラブ	久美浜町 3369	82-0030	急傾斜（一部）	区域外
小学校	峰山小学校	峰山町不断 1	62-0077	急傾斜	ほんの少し急傾斜
	大宮南小学校	大宮町奥大野 72	64-2234	土石流、急傾斜	急傾斜
	丹後小学校	丹後町間人 2691	75-0049	急傾斜	区域外
	久美浜小学校	久美浜町 3369	82-0021	急傾斜（一部）	区域外
中学校	峰山中学校	峰山町荒山 88	62-0359	急傾斜	区域外
	丹後中学校	丹後町間人 320	75-0126	土石流	区域外
	久美浜中学校	久美浜町 640	82-0079	急傾斜（一部）	区域外
高校	峰山高等学校	峰山町古殿 1185	62-1012	急傾斜	区域外
病院	市久美浜病院	久美浜町 161	82-1500	土石流	区域外
	特定医療法人三青園丹後 ふるさと病院	網野町小浜 673	72-5055	急傾斜	急傾斜

資料 6－4 防疫・衛生、遺体処理対策に関する事項

資料 6－4－1 防疫器具の現況

	配置場所名	所在地	器具名称	数量
峰山町	峰山庁舎	峰山町杉谷 889	手動式噴霧器 蜂駆除用防具	2 2
大宮町	大宮庁舎	大宮町口大野 226	手動式噴霧器 蜂駆除用防具	2 2
網野町	網野庁舎	網野町網野 385-1	背負式手動式噴霧器 背負式動力噴霧器 蜂駆除用防具	4 1 2
	下岡区事務所	網野町下岡 676	スウィングフォグ	2
	上野区民会館	網野町木津 159	ポータフォグ	1
	浜詰区事務所	網野町浜詰 45	ポータフォグ	2
丹後町	丹後庁舎	丹後町間人 1780	自走式動力噴霧器 蜂駆除用防具	1 2
弥栄町	弥栄庁舎	弥栄町溝谷 3464	手動式噴霧器 蜂駆除用防具	2 2
久美浜町	久美浜庁舎	久美浜町 814	自走式動力噴霧器 蓄圧式噴霧器 電動式煙霧消毒器 蜂駆除用防具	1 1 6 2

資料 6－4－2 防疫用薬品等調達先

【 峰山町 】

名称	所在地	電話番号
㈱石坪京丹後営業所	峰山町富貴屋 35	69－5533
ゴダイドラッグ峰山杉谷店	峰山町杉谷 863	69－5200
ゴダイドラッグ峰山新町店	峰山町新町 2462-2	62－3303
ディスカウントドラッグ コスモス峰山店	峰山町丹波 716-1	66－3833

【 大宮町 】

名称	所在地	電話番号
原武薬局	大宮町口大野 667	64－2166
ゴダイドラッグ大宮店	大宮町周枳 2062-1	68－3351
ディスカウントドラッグ コスモス大宮店	大宮町河辺 3139-1	68－9090

【 網野町 】

名称	所在地	電話番号
田中薬局	網野町網野 875-8	72－0561
柴田薬局	網野町網野 776	72－0222
ゴダイドラッグ網野店	網野町網野 60-1	79－2650
ディスカウントドラッグ コスモス網野店	網野町下岡 629	79－0011

【 丹後町 】

名称	所在地	電話番号
東書店	丹後町間人 2653-4	75－0073
谷政商店	丹後町間人 2940	75－0374

【 弥栄町 】

名称	所在地	電話番号
ゴダイドラッグ弥栄店	弥栄町溝谷 3472-1	65-8880

【 久美浜町 】

名称	所在地	電話番号
野村薬局	久美浜町 3039	82－0034
ゴダイドラッグ久美浜店	久美浜町 262	82－4011

資料 6-4-3 ごみ・し尿等処理体制の現況

(1) 保有車両等

【 市民環境部一括調達 】

所属又は業者名	所在地	電話番号	区分	
			し尿	ごみ
竹野川衛生センター	弥栄町和田野 38-1	65-2836		2t ダンプ車 1 台
網野衛生センター	網野町高橋524	72-1016	2 t バキューム車 1 台 3 t バキューム車 2 台	軽トラック車 1 台
久美浜衛生センター	久美浜町湊宮 468-252	83-0142		
峰山クリーンセンター	峰山町内記908	62-4626		4t ダンプ車 1 台 タイヤショベル 1 台 箱バン 1 台 軽トラック車 1 台 フォークリフト 2 台
峰山最終処分場	峰山町内記800	62-3336		油圧ショベル 1 台 4 t フックロール車 1 台
大宮最終処分場	大宮町三坂5-1	64-4866		油圧ショベル 1 台 2 t ダンプ車 1 台 ADバン 1 台 木材破砕機 1 台 フォークリフト 1 台
網野最終処分場	網野町三津378- 1	72-4755		油圧ショベル 1 台 フォークリフト 1 台 2t ダンプ車 1 台 ショベルドーザ 1 台
久美浜最終処分場	久美浜町98-1	82-5070		油圧ショベル 1 台 フォークリフト 1 台
大西衛生(株)	丹後町大山1381	75-0189	2t バキューム車 1 台 4t バキューム車 2 台 6t バキューム車 1 台 5t 吸引車 1 台 7t 吸引車 1 台 11t 吸引車 1 台 4t 給水車 1 台	
野村エコテック(株)	網野町小浜915- 9	72-0296	3t バキューム車 2 台 4t バキューム車 2 台 4t 給水車 1 台 4t 強力吸引車 1 台	
(株)環境開発	久美浜町畑 616	85-0236	3t バキューム車 1 台 4t バキューム車 2 台 4t 吸引車 1 台 9t 吸引車 1 台 高圧洗浄車 1 台 4t 給水車 1 台	
(株)丹後衛生公社	網野町網野 655- 1	72-2726	4t バキューム車 2 台 3t バキューム車 1 台 3t 給水車 1 台	

(2) し尿処理施設

施設名	所在地	形式	処理能力	備考
竹野川衛生センター	弥栄町和田野 38-1	標準脱窒素 処理+高度 処理	70kl／日	放流河川 竹野川
網野衛生センター	網野町高橋 524	低希釈二段 活性汚泥処 理+高度処 理	36kl／日	放流河川 福田川
久美浜衛生センター	久美浜町湊宮 468-252	低希釈二段 活性汚泥処 理+高度処 理	25kl／日	

(3) ごみ処理施設

施設名	所在地	形式	処理能力	備考
峰山クリーンセンター	峰山町内記 908	全連続燃焼 式(ストー カ式)	63 t／日 (焼 却・計4炉)	
峰山最終処分場	峰山町内記 800	サンドイッ チ・セル併 用方式	47,280 m ³ (埋 立容量)、45 m ³ ／日 (排水 量)	
大宮最終処分場	大宮町三坂 5-1	セル方式	86,300 m ³ (埋 立容量)、60 m ³ ／日 (排水 量)	
網野最終処分場	網野町三津 378-1	セル方式及 びサンド イッチ方式	82,311 m ³ (埋 立容量)、90 m ³ ／日 (排水 量)	
久美浜最終処分場	久美浜町 98-1	準好気性埋 立・セル方 式	24,800 m ³ (埋 立容量)、40 m ³ ／日 (排水 量)	

資料6-4-4 市火葬場の現況

施設名称	所在地	電話番号	炉の数	火葬能力
京丹後市火葬場	峰山町赤坂 2-1	69-5550	4	2時間／1炉1体 (冷却時間含む)

資料 6－5 応急給水用飲料水確保体制の現況

資料 6－5－1 応急給水用資機材及び応急給水源

(1) 応急給水用資機材保有状況

名称	容量	数量	保管場所	備考
給水タンク	2.0t	5	橘 1 荒木野 2 久美浜倉庫 2	
	1.5t	1	中野 1	
	1.0t	7	中野 1 口大野 2 橘 1 荒木野 3	
	0.5t	1	橘 1	
	0.3t	4	橘 2 荒木野 2	
ポリ容器（袋）	20ℓ	58	小浜 33 荒木野 25	
	6ℓ	800	小浜 800	
給水車	2t	1	小浜 1	

(2) 応急給水源

【 峰山町 】

水源名称	所在地	施設能力
中野浄水場	荒山 835	5,437m ³ /日
菅浄水場	菅 944-6	1,420 m ³ /日
大路浄水場	鱒留 1722	680 m ³ /日
大成浄水場	鱒留（小字大成）	6 m ³ /日
茂地浄水場	五箇（小字茂地）	12 m ³ /日

【 大宮町 】

水源名称	所在地	施設能力
口大野浄水場	口大野 5	2,296m ³ /日
河辺浄水場	河辺 1922-1	540m ³ /日
善王寺浄水場	善王寺 819	1,299m ³ /日
奥大野浄水場	奥大野 1568-2	460m ³ /日
常吉浄水場	上常吉 595-2	229m ³ /日
三重浄水場	三重 1230	116.5m ³ /日
森本浄水場	森本 749	118m ³ /日
竹野川浄水場	延利 456-1	166m ³ /日
五十河浄水場	五十河 963-3	55m ³ /日
久住浄水場	久住 1034-3	71.4m ³ /日

【 網野町 】

水源名称	所在地	施設能力
小浜浄水場	小浜 908	3,411m ³ /日
新庄浄水場	新庄 280	120m ³ /日
郷浄水場	郷	249m ³ /日
生野内浄水場	生野内	42.5m ³ /日
浅茂川浄水場	浅茂川	330m ³ /日
岡田浄水場	木津 311	96m ³ /日
松ヶ崎浄水場	木津	91m ³ /日
俵野浄水場	俵野 236-1	33m ³ /日
橘浄水場	木津 563-4	1,187m ³ /日

【 丹後町 】

水源名称	所在地	施設能力
荒木野浄水場	間人 92	2,254 m ³ /日
豊栄浄水場	成願寺 2146	595 m ³ /日
八木浄水場	是安 223-12	101 m ³ /日
宇川浄水場	平 638-3	968 m ³ /日
筆石浄水場	筆石 473、472-1	228 m ³ /日

【 弥栄町 】

水源名称	所在地	施設能力
小原浄水場	吉沢 2059-2、2056-2	5 m ³ /日
溝谷浄水場	溝谷 3284	1,129 m ³ /日
等楽寺浄水場	等楽寺 3285-1	142 m ³ /日
堀越浄水場	等楽寺 220	15 m ³ /日
和田野第2浄水場	鳥取 2315-1、2314	569 m ³ /日
和田野浄水場	和田野 126-1	1,165 m ³ /日
中山浄水場	野中	4 m ³ /日
須川浄水場	須川 1419	84 m ³ /日
来見谷浄水場	須川 36-3	5 m ³ /日
吉野浄水場	須川 3610、3629-1	11 m ³ /日

【 久美浜町 】

水源名称	所在地	施設能力
甲山浄水場	甲山 252	750 m ³ /日
引土浄水場	1613	210 m ³ /日
神谷浄水場	口馬地 21-1	340 m ³ /日
三谷浄水場	三谷 2072	140 m ³ /日
布袋野浄水場	布袋野 116-2	225 m ³ /日
川上谷西部浄水場	布袋野 1068	630 m ³ /日
新谷浄水場	新谷 197-1	600 m ³ /日
尉ヶ畑浄水場	尉ヶ畑 660	210 m ³ /日
佐野甲浄水場	佐野 49-2	100 m ³ /日
女布浄水場	女布 20	1,190 m ³ /日
三原浄水場	三原 469	40 m ³ /日
神野浄水場	神崎 1367	880 m ³ /日
葛野浄水場	葛野 467-145	930 m ³ /日
旭浄水場	蒲井 594	32 m ³ /日

資料 6－5－2 市指定給水装置工事事業者一覧

令和 6 年 3 月現在

工事事業者	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
(株)井上工業	627-0004	京丹後市峰山町荒山 751-1	0772-62-2707	
(株)サンタン不動産	627-0005	京丹後市峰山町新町 1919-1	0772-62-3055	
岡崎組	627-0021	京丹後市峰山町吉原 37-1	0772-62-1637	
(株)沖野電気通信	627-0042	京丹後市峰山町長岡 554-1	0772-62-0466	
タガノ設備	627-0004	京丹後市峰山町荒山 2261	0772-60-2717	
田村工務所	627-0011	京丹後市峰山町丹波 539	0772-62-0528	
丹後水道(株)	627-0027	京丹後市峰山町安 144	0772-62-2131	
丹後北都不動産(株)	627-0005	京丹後市峰山町新町 115	0772-62-2600	
長島住設	627-0042	京丹後市峰山町長岡 580-11	0772-62-6035	
ニトー工業(株)	627-0041	京丹後市峰山町菅 59	0772-62-6278	
(株)新治田中組	627-0043	京丹後市峰山町新治 1306	0772-62-0818	
牧野工務店	627-0012	京丹後市峰山町杉谷 856-3	0772-62-0177	
(株)増田工務店	627-0004	京丹後市峰山町荒山 843-1	0772-62-7043	
松村産業(株)	627-0006	京丹後市峰山町赤坂 555	0772-62-0350	
峰山建材工業(株)	627-0012	京丹後市峰山町杉谷 656	0772-62-0102	
森建設(株)	627-0034	京丹後市峰山町泉 470	0772-62-0651	
ヤダニ	627-0004	京丹後市峰山町荒山 450	0772-62-1743	
山本工務店	627-0011	京丹後市峰山町丹波 1188	0772-62-3060	
(株)好井工務店	627-0043	京丹後市峰山町新治 1586	0772-62-5455	
(株)吉村建設	627-0043	京丹後市峰山町新治 417	0772-69-2101	
藤忠(株)	627-0023	京丹後市峰山町織元 49	0772-62-3604	
(有)石河	629-2504	京丹後市大宮町善王寺 1218	0772-64-3366	
(株)小仲工務店	629-2503	京丹後市大宮町周枳 910	0772-68-0018	
小牧配管所	629-2501	京丹後市大宮町口大野 75-5	0772-64-4831	
下野住工	629-2501	京丹後市大宮町口大野 1743-5	0772-68-1482	
(株)大建	629-2503	京丹後市大宮町周枳 944	0772-68-0587	
西田建設(株)	629-2523	京丹後市大宮町三坂 503	0772-64-4990	
橋本設備	629-2501	京丹後市大宮町口大野 43	0772-64-2317	
堀江設備	629-2501	京丹後市大宮町口大野 1751	0772-64-4715	
(株)マルキ建設	629-2503	京丹後市大宮町周枳 1868	0772-64-2377	
(株)三木	629-2522	京丹後市大宮町三重 334-2	0772-64-4996	
(株)水口組	629-2511	京丹後市大宮町久住 266	0772-64-4841	
(有)足与商店	629-3121	京丹後市網野町島津 2-2	0772-72-0344	
(株)奥井工務店	629-3101	京丹後市網野町網野 2711-2	0772-72-0770	
奥滝電気(株)	629-3104	京丹後市網野町浅茂川 284	0772-72-0423	
(有)尾瀬電気	629-3101	京丹後市網野町網野 231	0772-72-0356	

工事事業者	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
(株) 大行組	629-3104	京丹後市網野町浅茂川 2137-4	0772-72-4014	
タカノ電気(有)	629-3133	京丹後市網野町郷 1253	0772-72-1544	
フジ工業	629-3121	京丹後市網野町島津 3468-18	0772-72-5626	
(有) 藤原電気工業	629-3101	京丹後市網野町網野 2736	0772-72-0132	
北丹設備工業	629-3104	京丹後市網野町浅茂川 1576-3	0772-72-3183	
マツミデンキ	629-3101	京丹後市網野町網野 2894-49	0772-72-1437	
松本燃料(株)	629-3102	京丹後市網野町下岡 815-1	0772-72-1512	
マル信商店	629-3112	京丹後市網野町掛津 1234	0772-72-3369	
(株) 室野商店	629-3101	京丹後市網野町網野 206-2	0772-72-0160	
森電気工業(株)	629-3121	京丹後市網野町島津 2961	0772-72-0556	
安田技工	629-3101	京丹後市網野町網野 906-1	0772-72-5619	
山崎工業(株)	629-3134	京丹後市網野町生野内 768	0772-72-3530	
ヤマモト電化サービス	629-3101	京丹後市網野町網野 7-1	0772-72-3381	
吉岡住設	629-3101	京丹後市網野町浅茂川 1861-62	0772-72-0467	
(株) 野村設備工業所	629-3113	京丹後市網野町小浜 156	0772-60-8645	
エンジニアリング畑中	627-0222	京丹後市丹後町筆石 111	0772-75-0790	
オオエデンキ	627-0215	京丹後市丹後町成願寺 1486	0772-75-1280	
大西衛生(株)	627-0211	京丹後市丹後町大山 1381	0772-75-0189	
(株) 金原組	627-0201	京丹後市丹後町間人 781-14	0772-75-0434	
(株) 谷配管設備	627-0201	京丹後市丹後町間人 736-3	0772-75-0643	
(有) 戸田建設工業	627-0201	京丹後市丹後町間人 2120	0772-75-0175	
ヒロセデンキ	627-0244	京丹後市丹後町尾和 418	0772-76-1203	
藤村電業(株)	627-0224	京丹後市丹後町岩木 477-4	0772-75-0103	
宮本電気設備	627-0201	京丹後市丹後町間人 313	0772-75-0624	
京丹後市総合サービス(株)	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷 3464	0772-65-0088	
工藤設備	627-0111	京丹後市弥栄町溝谷 4715	0772-65-3404	
(株) 澤土木	627-0121	京丹後市弥栄町堤 295	0772-65-3916	
土肥水道	627-0121	京丹後市弥栄町堤 731	0772-65-3472	
富田電気通信(株)	627-0131	京丹後市弥栄町和田野 1321-3	0772-65-0001	
永嶋設備	627-0133	京丹後市弥栄町鳥取 678	0772-65-2082	
林建設(株)	627-0142	京丹後市弥栄町黒部 3487	0772-65-2105	
平林電気	627-0144	京丹後市弥栄町井辺 58-2	0772-65-3145	
宇野管工	627-0142	京丹後市弥栄町黒部 1455	0772-65-2076	
羽賀工業	627-0101	京丹後市弥栄町野中 1765-7	0772-66-9080	
石田ボーリング	629-3551	京丹後市久美浜町永留 335-1	0772-84-0516	
上中設備	629-3411	京丹後市久美浜町栃谷 1987-1	0772-82-1544	
(有) 神木建設	629-3410	京丹後市久美浜町 3233-2	0772-82-1058	
片山電気商会	629-3561	京丹後市久美浜町野中 306	0772-84-0131	
(株) 環境開発	629-3578	京丹後市久美浜町畑 616	0772-85-0236	

工事事業者	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
神野無線	629-3438	京丹後市久美浜町浦明 1021	0772-83-0784	
木下電器商会	629-3435	京丹後市久美浜町壱分 820	0772-83-1183	
岸本水道	629-3438	京丹後市久美浜町浦明 1419	0772-83-0667	
(株)京丹後エネルギー	629-3410	京丹後市久美浜町 68-1	0772-82-1080	
(株)辻建設	629-3562	京丹後市久美浜町佐野 989	0772-84-0305	
ディエムカンパニー(有)	629-3410	京丹後市久美浜町 3204	0772-82-1585	
野村住設	629-3565	京丹後市久美浜町小桑 727	0772-84-0615	
野村電気設備	629-3447	京丹後市久美浜町友重 988-3	0772-82-0729	
(株)真鍋組	629-3415	京丹後市久美浜町河梨 125-1	0772-82-8060	
村岡商事	629-3410	京丹後市久美浜町 3035	0772-82-0002	
和田電気商会	629-3422	京丹後市久美浜町湊宮 1956	0772-83-0546	
足立石油(株)	629-2261	与謝野町字男山 60	0772-46-3355	
石本建設(株)	629-2402	与謝野町字算所 195-1	0772-43-1410	
上田電気設備	629-2262	与謝野町字岩滝 840-1	0772-46-3490	
(株)きしべ建設	629-2303	与謝野町字石川 5227-5	0772-43-0722	
協栄電気商会	629-2403	与謝野町字加悦 982	0772-42-2321	
三富設備	629-2263	与謝野町字弓木 294-3	0772-46-6477	
(株)杉建	629-2303	与謝野町字石川 537-3	0772-42-6955	
安井建創(株)	629-2303	与謝野町字石川 462	0772-45-1436	
(株)鈴木建設	629-2301	与謝野町字上山田 101	0772-42-2803	
高岡水道設備	629-2261	与謝野町字男山 1614	0772-46-3912	
(有)野口建設	629-2411	与謝野町字明石 2180-10	0772-42-6268	
藤本設備	629-2302	与謝野町字下山田 1798-3	0772-43-1545	
平林設備	629-2302	与謝野町字下山田 1918-1	090-4037-8097	
増田設備	629-2313	与謝野町字三河内 163-3	0772-42-7878	
(株)三野工務店	629-2313	与謝野町字三河内 1076-24	0772-42-4615	
河原工業	629-2313	与謝野町字三河内 95-4	090-5130-7774	
(有)柳水道	629-2401	与謝野町字加悦奥 140-3	0772-42-2983	
山崎電気(株)	629-2312	与謝野町字四辻 858	0772-43-0039	
(株)山添電気	629-2263	与謝野町字弓木 138-1	0772-46-2582	
(株)山田電気商会	629-2313	与謝野町字三河内 22-8	0772-43-0351	
(株)よぎ電工	629-2262	与謝野町字岩滝 2118	0772-46-3246	
(有)ワイエス	629-2311	与謝野町字幾地 514-1	0772-42-3393	
板垣設備	629-2401	与謝野町字加悦奥 1137	090-9256-1835	
(株)沢田電気	626-0425	伊根町字日出 552-1	0772-32-0091	
入柿工業(株)	626-0033	宮津市宇宮村 1586	0772-22-2236	
(株)入柿水道	626-0033	宮津市宇宮村 1045-1	0772-22-3809	
上前設備工業	626-0033	宮津市宇宮村 1141-1	0772-22-4502	
小谷商事(株)	629-2251	宮津市宇須津 749	0772-46-3515	

工事事業者	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
金下建設(株)	629-2251	宮津市 ^字 須津 471-1	0772-46-3151	
石倉住設	629-2251	宮津市 ^字 須津 1771-5	0772-21-1067	
牧野建設(株)	629-2242	宮津市 ^字 大垣 294	0772-27-1271	
松田タイル	626-0206	宮津市 ^字 日ヶ谷 317	0772-28-0630	
池田電気(株)	626-0034	宮津市字滝馬 705	0772-22-1312	
小松電気商会	626-0043	宮津市字惣 379-10	0772-22-7578	
(株)ガスネット	626-0041	宮津市字鶴賀 2078	0772-22-6228	
(株)アート	625-0020	舞鶴市 ^字 小倉 67-1	0773-62-1579	
(株)石川設備	624-0905	舞鶴市清美が丘 4-4	0773-60-1286	
岡安設備工業(有)	624-0929	舞鶴市字寺内 16-4	0773-77-0155	
(株)アクアテック	620-0039	福知山市字西 7-1	0773-22-4606	
(株)歩住設	620-0913	福知山市字牧 1358-2	0773-45-8882	
(有)ヒカワ	620-0886	福知山市堀 1714-1	0773-23-3474	
(有)藤本工業	620-0027	福知山市字京 19	0773-22-8883	
大永産業(株)	620-1422	福知山市三和町菟原中 841-2	0773-58-3665	
マルヤマテック	620-0013	福知山市池部 38-1	080-6144-3042	
大槻冷熱設備(有)	620-0055	福知山市篠尾新町 4 丁目 100	0773-23-7890	
飯尾設備工業	620-0912	福知山市字下大内 428-2	090-4499-2663	
三菱電機システムサービス(株)畿北サービスステーション	620-0056	福知山市厚中町 61	0773-23-5960	
源和住工(株)	623-0005	綾部市里町鹿ノ子 8-1	0773-42-4421	
(株)清水設備工業	623-0222	綾部市栗町ウケ川 30	0773-47-0456	
(株)福多電気商会	623-0054	綾部市井倉町杉ノ木 12-1	0773-42-2479	
(株)ミシマ	623-0037	綾部市並松町上番取 23	0773-42-1145	
(株)ミシマ設備	623-0031	綾部市味方町薬師谷 300-64	0773-42-6954	
(有)末広工業	623-0361	綾部市白道路町柳原 49-2	0773-49-8000	
片山電工(株)	629-1135	船井郡京丹波町才原講田 25-1	0771-84-0919	
(株)小野設備	607-8066	京都市山科区音羽森廻り町 6-9	075-593-3635	
三興設備(株)	607-8308	京都市山科区西野山桜ノ馬場町 49-5	075-594-1400	
(有)三洋工業	606-0024	京都市左京区岩倉花園町 247-1	075-711-3449	
(株)クラシアン 京都支社	601-8133	京都市南区上鳥羽藁田町 16	0120-500-500	
(株)北浦工業所	617-0836	長岡京市勝竜寺巡り原 13	075-951-7351	
岸田工業(株)	668-0863	兵庫県豊岡市上鉢山 783	0796-27-0145	
(有)アイケー設備工業	611-0042	宇治市小倉町堀池 23-21	0774-23-7239	
(有)ごとう設備	668-0005	兵庫県豊岡市滝 584-1	0796-22-0156	
三和商事(株)	668-0063	兵庫県豊岡市正法寺 628	0796-22-3136	
田中設備工業所	668-0863	兵庫県豊岡市上鉢山 829	0796-27-0227	
さくら設備	667-0021	兵庫県養父市八鹿町八鹿 529-1	079-662-1596	

工事事業者	郵便番号	住 所	電話番号	備 考
草津設備(株)	525-0033	草津市東草津 2-3-38	077-568-3701	
(株)イースマイル	542-0066	大阪市中央区瓦屋町 3-7-3	06-7739-2525	
(株)MIZU SAPO	730-0045	広島市中区鶴見町 8-57	082-533-8080	
(株)N-Vision	730-0045	広島市中区鶴見町 8-57	082-275-5227	
(株)タカギ	802-8540	北九州市小倉南区堀越 413	093-962-0941	

資料 6－5－3 井戸に対する塩素消毒薬注入量

(例) 10%有効塩素含有次亜塩酸ナトリウムを使用したときの注入量は、おおむね次表のとおりである。

(残留塩素量 1mg/ℓ)

井戸の口径 水位	1. 0m	1. 5m	2. 0m	2. 5m
0. 5m	4g	9g	16g	25g
1. 0m	8g	18g	32g	50g
1. 5m	12g	27g	48g	74g
2. 0m	16g	36g	63g	99g
2. 5m	20g	45g	79g	123g
3. 0m	24g	53g	95g	148g
3. 5m	28g	62g	110g	172g
4. 0m	32g	71g	126g	197g
4. 5m	36g	80g	142g	221g
5. 0m	40g	89g	157g	246g

資料 6－6 炊き出し予定施設一覧

	施設名	所在地	設備内容	
			炊飯容量	釜数
峰山町	峰山こども園	長岡	1ℓ	1
			10. 8ℓ	1
			7. 2ℓ	1
大宮町	大宮こども園	周枳	1. 8ℓ	1
網野町	網野こども園	網野	1. 8ℓ	1
	網野地域子育て支援センター	浅茂川	1. 0ℓ	1
	島津保育所	島津	1. 0ℓ	1
			1. 8ℓ	1
	たちばな保育所	木津	1. 8ℓ	1
丹後町	丹後こども園	間人	9ℓ	1
			1. 8ℓ	1
	宇川保育所	中野	7. 9ℓ	1
弥栄町	弥栄小学校	木橋	0. 9ℓ	1
久美浜町	久美浜保育所	新町	1ℓ	1
			7. 2ℓ	2
	かぶと山こども園	浦明	7. 2ℓ	1
			3. 6ℓ	1
			4. 8ℓ	1
			1. 0ℓ	2

	施設名	所在地	設備内容			
			釜容量	釜数	炊飯容量	釜数
峰山町	峰山中学校	荒山	110ℓ	4	7ℓ	12
	峰山小学校	吉原	55ℓ 80ℓ	1 2	7ℓ	6
	いさなご小学校	安	55ℓ 110ℓ	1 2	7ℓ	4
	長岡小学校	長岡	80ℓ 70ℓ	2 1	7ℓ	2
	しんざん小学校	荒山	80ℓ 55ℓ	2 1	7ℓ	4
大宮町	大宮第一小学校	周枳	80ℓ 110ℓ	2 3	7ℓ	10
	大宮中学校	口大野	60ℓ	3	7ℓ	8
網野町	網野学校給食センター	下岡 (網野南小学校内)	60ℓ 90ℓ	2 4	9ℓ	27
丹後町	丹後小学校	間人	80ℓ	2	7ℓ	3
	宇川小学校	上野	80ℓ	2	7ℓ	2
	丹後中学校	間人	80ℓ 55ℓ	2 1	7ℓ	4
弥栄町	旧吉野小学校	芋野	60ℓ	3	3.6ℓ 4ℓ	6 1
	弥栄小学校	木橋	60ℓ	3	3.6ℓ	11
	弥栄中学校	溝谷	85ℓ 80ℓ	3 1	7ℓ	4
久美浜町	久美浜小学校	西本町	90ℓ 70ℓ	1 2	9ℓ	4
	かぶと山小学校	神崎	30ℓ 50ℓ 80ℓ	1 1 1	7ℓ	2
	高龍小学校	新谷	110ℓ 80ℓ	1 2	7.2ℓ	6
	久美浜中学校	栄町	145ℓ 115ℓ 85ℓ	1 2 1	9ℓ	8

資料 6－7－1 応急仮設住宅建設候補地

旧 町 別	施設名	所管 部等	所管課	所在地	敷地 面積 ㎡	管理者	建設 戸数 (戸)
峰 山 町	峰山小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	峰山町不断 1	11,382		103
	いさなご小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	峰山町安 10009	11,073		110
	しんざん小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	峰山町荒山 1300	9,130		91
	丹波グラウンド	教育委員会	生涯学習課	峰山町丹波 560	7,629		63
	長岡小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	峰山町長岡 60	6,645		66
	峰山中学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	峰山町荒山 88	20,927		189
	五箇グラウンド	教育委員会	生涯学習課	峰山町五箇 1	8,060		80
	市職員駐車場 (旧吉原グラウンド)	総務部	総務防災課	峰山町安 164	6,400		64
	峰山総合公園サブグラウンド	教育委員会	生涯学習課	峰山町荒山 248	4690	(公財)京丹後市公園緑化事業団	46
	峰山途中ヶ丘公園 京丹後はごろも陸上競技場	教育委員会	生涯学習課	峰山町長岡 876	19,800	(公財)京丹後市公園緑化事業団	198
大 宮 町	京都府丹後文化会館駐車場	教育委員会	生涯学習課	峰山町杉谷 1040 他	3,608		36
	大宮第一小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	大宮町周枳 1552	8,704		87
	大宮南小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	大宮町奥大野 72	11,450		114
	大宮中学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	大宮町口大野 216	18,146		181
	地区コミュニティグラウンド	市長公室	地域コミュニティ推進課	大宮町延利 557	2,500	指定管理者:五十河区長会	25
	旧三重小学校グラウンド	市長公室	地域コミュニティ推進課	大宮町三重 439-3 他	4,500		45

旧町別	施設名	所管部等	所管課	所在地	敷地面積 ㎡	管理者	建設戸数 (戸)
大宮町	奥大野公民館横 ゲートボール場	市長公 室	地域コミュ ニティ推進 課	大宮町奥大野 581-1	11,200		112
	旧常吉小学校横 グラウンド	市長公 室	地域コミュ ニティ推進 課	大宮町上常吉 1248	4,000		40
	河辺グラウンド	市長公 室	地域コミュ ニティ推進 課	大宮町河辺 2338	4,800		48
	口大野公民館前 グラウンド	市長公 室	地域コミュ ニティ推進 課	大宮町口大野 885	2,000		20
	大宮自然運動公 園	教育委 員会	生涯学習課	大宮町善王寺 354	22,000		220
網野町	旧三津小学校グラ ウンド	総務部	財産活用課	網野町三津小字殿屋敷 859	2,000		20
	島津小学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	網野町島津 1251	9,809		98
	網野北小学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	網野町浅茂川 1861	11,548		115
	網野南小学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	網野町下岡 180	12,184		121
	網野中学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	網野町網野 2696	18,003		180
	橘小学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	網野町木津 1357	11,262		112
	三津グラウンド	商工観 光部	商工振興課	網野町三津 27	6,457		64
丹後町	宇川小学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	丹後町上野 120	12,773		127
	丹後小学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	丹後町間人 2691	11,719		117
	丹後中学校グラ ウンド	教育委 員会	教育総務課	丹後町間人 320	14,901		126
	豊栄グラウンド	教育委 員会	生涯学習課	丹後町成願寺 1727	10,510		105
	竹野グラウンド	教育委 員会	生涯学習課	丹後町竹野 564	9,382		93

旧 町 別	施設名	所管 部等	所管課	所在地	敷地 面積 ㎡	管理者	建設 戸数 (戸)
	豊栄山村広場	教育委員会	生涯学習課	丹後町大山 88	14,060		140
弥 栄 町	吉野グラウンド	教育委員会	教育総務課	弥栄町芋野 408	9,290		92
	弥栄小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	弥栄町木橋 558	20,654		206
	弥栄中学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	弥栄町溝谷 3301-1	17,685		176
	黒部グラウンド	教育委員会	生涯学習課	弥栄町黒部 3299	9,515		95
	野間グラウンド	教育委員会	生涯学習課	弥栄町野中 2264	5,733		57
	弥栄総合運動公園	教育委員会	生涯学習課	弥栄町木橋 1446	9,900		99
久 美 浜 町	西橋爪多目的広場	総務部	財産活用課	久美浜町橋爪小字宮ノ谷 86-2	1,245		12
	久美浜小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	久美浜町 3369	6,550		65
	かぶと山小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	久美浜町神崎 1603	10,721		90
	久美浜中学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	久美浜町 640	18,062		180
	高龍小学校グラウンド	教育委員会	教育総務課	久美浜町新谷 250	10,826		108
	京丹後市久美浜公園	市長公室	久美浜市民局	久美浜町 3137-3	9,500		95
	川上グラウンド	教育委員会	生涯学習課	久美浜町畑 394	8,359		83
	海部グラウンド	教育委員会	生涯学習課	久美浜町橋爪 236	4,864		48
	佐濃グラウンド	教育委員会	生涯学習課	久美浜町安養寺 581	9,042		90
	田村グラウンド	教育委員会	生涯学習課	久美浜町関 495	6,364		63
	湊グラウンド	教育委員会	生涯学習課	久美浜町湊宮 1655	5,530		55
	久美浜中央運動公園	教育委員会	生涯学習課	久美浜町永留 244-1	21,000		210

資料 6－7－2 市建設業協会、京都北部建設事業協同組合及び建設業者等一覧

団体名称	住所	電話番号	FAX	備考
京丹後建設業協会	峰山町杉谷 1023	62-0012	62-3551	
京都北部建設事業協同組合	峰山町新町 106	62-2600	62-3311	

1. 市建設業協会会員

名称	住所	電話番号	FAX	備考
今井建設(株)	大宮町河辺 3732	68-1200	68-1203	
今度建設(株)	弥栄町黒部 810	65-3822	65-2360	
(株)奥井工務店	網野町網野 2711-2	72-0770	72-4713	
(株)金原組	丹後町間人 781-14	75-0434	75-0486	
(株)久保工務店	丹後町間人 253	75-0446	75-0301	
(株)小仲工務店	大宮町周枳 910	68-0018	68-0275	
松栄建設(株)	峰山町丹波 1228	62-4826	62-5839	
(株)大建	大宮町周枳 944	68-0587	68-1085	
(株)大行組	網野町浅茂川 2137-4	72-4014	72-5211	
田村工務所	峰山町丹波 539	62-0528	62-5129	
(株)辻建設	久美浜町佐野 989	84-0305	84-0752	
(有)戸田建設工業	丹後町間人 2120	75-0175	75-2410	
西角建設(株)	久美浜町海士 555	82-1219	82-1587	
西田建設(株)	大宮町三坂 503	64-4990	64-4740	
ニトー工業(株)	峰山町菅 59	62-6278	62-4611	
(株)新治田中組	峰山町新治 1306	62-0818	62-3107	
橋田建設(株)	大宮町周枳 1274	68-0002	68-0218	
林建設(株)	弥栄町黒部 3487	65-2105	65-2191	
(株)藤山工務店	峰山町菅 74	62-0078	62-6159	
松村産業(株)	峰山町赤坂 555	62-0350	62-3113	
(株)真鍋組	久美浜町河梨 125-1	82-8060	82-8088	
(株)マルキ建設	大宮町周枳 1868	64-2377	68-0525	
(株)水口組	大宮町久住 266	64-4841	64-4728	
(株)森組	網野町郷 7	72-1775	72-4991	
森建設(株)	峰山町泉 470	62-0651	62-1761	
山崎工業(株)	網野町生野内 768	72-3530	72-3622	
(株)山寅組	峰山町安 204-7	62-0308	62-4808	
(株)好井工務店	峰山町新治 1586	62-5455	62-6160	
(株)吉榮工務店	丹後町間人 4674	75-0793	75-0141	
(株)吉村建設	峰山町新治 417	69-2101	69-2102	

令和 6 年 4 月 1 日現在

2. 京都北部建設事業協同組合会員

名称	住所	電話番号	FAX	備考
藤村電業(株)	丹後町岩木 477-4	75-0103	75-1011	
(株)吉村建設	峰山町新治 417	69-2101	69-2102	
丹後水道(株)	峰山町安 144	62-2131	62-3163	
(株)丹後北都公社	峰山町新町 106	62-7022	62-3311	
丹後北都不動産(株)	峰山町新町 115	62-2600	62-3311	
(有)ライフクリエイト	峰山町新町 105	62-5963	62-3311	
(株)ジー・ウォーター	大宮町善王寺 625-16	68-0576		
(株)ダイサン	網野町島津 1380-3	72-3533		
坪倉工務店	網野町島津 1165	72-1541		
永嶋設備	弥栄町鳥取 676	65-2082	65-2715	
I N I ジャパン(株)	大宮町周枳			
(有)セラム	弥栄町吉沢 222	65-4028	65-3936	
ダイメイ建物リース(有)	丹後町徳光 783	75-4022	75-0319	
北都建物開発(株)	峰山町新町 114-1			
中井工務店	久美浜町湊宮 2102-1	83-0165		
大木電工	峰山町古殿 12-1	62-7560	62-7560	
間芝工務店	弥栄町鳥取 2148	65-2752	65-4997	
(株)安久建設	大宮町口大野 223-1	64-3923	64-3923	
(株)戸井建設	大宮町周枳 1788-1			
丹波建設(株)	大宮町周枳 1788-1		0771-68-3770	
ティーエス工業	網野町掛津 51-4	72-3330	72-3330	
(株)青木	宮津市須津 23-22	0772-46-2552		
(株)細合実業	大宮町周枳 1788-1	68-1444		
F I R S T (株)	峰山町新町 116	62-3011		
(株)一建設	伏見区竹田真幡木町 82	075-634-4046		
水口建設(株)	右京区京北弓削町狭間谷口 9	075-854-0251		

令和6年4月1日現在

資料 6-8 その他生活救援対策全般に関する事項

資料 6-8-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

(令和 5 年 4 月 1 日現在)

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 (法第 4 条第 1 項)	災害により現に被害を受け、又は被害を受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当り 360 円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難しているものの健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借り上げて実施することが可能
避難所の設置 (法第 4 条第 2 項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1 人 1 日当り 360 円以内 高齢者等の要援護者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第 2 条第 2 項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間	1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の仕様謝金や光熱水費とする。なお、夏季のエアコンや冬季のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1 戸当り 7,089,000 円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費	災害発生の日から 20 日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として 7,089,000 円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は 2 年以内
		○賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額		1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	費用は、主食、副食及び燃料等の経費とすること
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額			期間			備考		
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏期（４月～９月）、冬期（１０月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。			災害発生の日から１０日以内			1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 被服、寝具及び身の回り品、日用品、炊事用具及び食器、光熱材料とし、現物給付に限ること		
		2 下記金額の範囲内								
		区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		単位：円								
		全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500	
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300			
半壊 半焼	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900			
床上浸水	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900			
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内			災害発生の日から14日以内			患者等の移送費は別途計上		
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額			分べんした日から7日以内			妊婦等の移送費は別途計上		
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費			災害発生の日から3日以内			1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上		

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災した住宅の応急修理	1 住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①大規模半壊又は半壊若しくは半壊の被害を受けた世帯 739,700 円以内 ②半壊又は半壊に準ずる程度の損壊により被害を受けた世帯 358,000 円以内	災害発生の日から3ヵ月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、6ヵ月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 5,500 円 中学生生徒 5,800 円 高等学校等生徒 6,300 円	災害発生の日から （教科書）1ヵ月以内 （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上）232,200円以内 小人（12歳未満）185,700 円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について死体に関する処理（埋葬を除く）をする。	（洗浄、縫合、消毒等）1体当たり 3,700円以内 （一時保存）既存建物借上費 通常の実績 既存建物以外 1体当たり 5,900円以内 （検案）救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自らの資力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900 円以内	災害発生の日から 10 日以内	1 費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 1 項)	1 被災者の避難にかかる支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実績	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費 (法第 4 条第 2 項)	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
実費弁償	災害救助法施行令第 4 条第 1 号から第 4 号までに規定する者	災害救助法第 7 条第 1 項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等の総括する都道府県等の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9 ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8 ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7 ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については、100 分の 6 ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分については 100 分の 5 ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

※ 費用の限度額は、毎年度改正が行われるのでその都度、府保健福祉部健康福祉総務課に確認すること

京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例

〔 平成 16 年 4 月 1 日 〕
〔 京丹後市条例第 126 号 〕

改正 平成 18 年 12 月 4 日条例第 62 号
令和元年 6 月 6 日条例第 33 号
令和元年 11 月 28 日条例第 50 号

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した市民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって市民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2） 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

第 2 章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第 3 条 市は、市民が令第 1 条に規定する災害（これに準ずる災害で市長が適当と認める災害を含む。以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 死亡者の死亡時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族を先にし、その他の遺族を後にする。
- （2） 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。
 - ア 配偶者
 - イ 子
 - ウ 父母
 - エ 孫
 - オ 祖父母
- 2 前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前 2 項の規定により難いときは、前 2 項の規定にかかわらず、第 1 項の遺族のうち、市長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 第 1 項に掲げる遺族がいない場合で、死亡した者と生計を一にしていた兄弟姉妹がいるときは、その者に対して災害弔慰金を支給するものとする。
- 5 前各項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が 2 人以上あるときは、そ

の1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次に掲げる場合には、支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、市長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、市長が支給を不適当と認めた場合

(支給の手続)

第8条 市長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 市長は、災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 市は、市民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治った場合（その症状が固定したときを含む。）において法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該市民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 市は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の市民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次に掲げるとおりとする。

- (1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 150万円
 - イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 250万円
 - ウ 住居が半壊した場合 270万円
 - エ 住居が全壊した場合 350万円
- (2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合
 - ア 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 150万円

イ 住居が半壊した場合 170万円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 250万円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 350万円

- (3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

- 2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間はそのうち3年（令第7条第2項括弧書きの場合は、5年）とする。

（利率及び保証人）

第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1.5パーセントとする。ただし、保証人を立てる場合にあっては、延滞の場合を除き無利子とする。

- 2 前項ただし書の規定による保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

（償還等）

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦又は月賦償還とする。

- 2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

- 3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

第5章 補則

（支給審査委員会の設置）

第16条 市は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、支給審査委員会を置くことができる。

- 2 支給審査委員会の委員は、医師、弁護士その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

- 3 前項に定めるもののほか、支給審査委員会に関し必要な事項は、市長が定める。

（委任）

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の峰山町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年峰山町条例第10号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年大宮町条例第14号）、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年網野町条例第25号）、丹後町災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年丹後町条例第20号）、弥栄町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和57年弥栄町条例第16号）又は久美浜町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年久美浜町条例第11号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成18年12月4日条例第62号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年6月6日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

- 2 この条例による改正後の第14条及び第15条の規定は、この条例の施行の日以後に被害を受けた世帯に係る災害援護資金について適用する。

附 則（令和元年11月28日条例第50号）

この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

〔 平成 16 年 4 月 1 日 〕
京丹後市規則第 77 号

改正 平成 22 年 3 月 30 日規則第 14 号
令和元年 6 月 6 日規則第 30 号
令和元年 11 月 28 日規則第 45 号
令和 4 年 3 月 25 日規則第 21 号

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成 16 年京丹後市条例第 126 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 災害弔慰金の支給

(支給の手続)

第 2 条 市長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害弔慰金の支給を行うものとする。

- (1) 死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- (2) 死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- (3) 死亡者の遺族に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 3 条 市長は、この市の区域外で死亡した市民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、市民でない遺族に対しては、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第 3 章 災害障害見舞金の支給

(支給の手続)

第 4 条 市長は、条例第 9 条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- (1) 障害者の氏名、性別及び生年月日
- (2) 障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- (3) 障害の種類及び程度に関する事項
- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(必要書類の提出)

第 5 条 市長は、この市の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった市民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 市長は、障害者に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第 1 号）を提出させるものとする。

第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号。以下「借入申込書」という。）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額並びに償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人を立てる場合は、保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込者にあつては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書を、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(調査)

第7条 市長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかに、その内容を検討の上、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第8条 市長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号。以下「貸付決定通知書」という。）を、借入申込者に交付するものとする。

2 市長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認決定通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

(借用書の提出)

第9条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに、災害援護資金借用書（様式第5号。以下「借用書」という。）（保証人を立てる場合は、保証人の連署した借用書）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）の印鑑証明書（保証人を立てる場合は、借受人及び保証人の印鑑証明書）を添えて市長に提出しなければならない。

(貸付金の交付)

第10条 市長は、借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

(償還の完了)

第11条 市長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

(繰上償還の申出)

第12条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を市長に提出するものとする。

(償還金の支払猶予)

第13条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他市長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を、市長に提出しなければならない。

2 市長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他市長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認通知書（様式第8号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を、当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第14条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払を免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を、当該借受人に交付するものとする。

3 市長は、支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第15条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他市長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

（1）借受人の死亡を証する書類

（2）借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

（3）借受人が破産手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けたことを証する書類

3 市長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 市長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を、当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第16条 市長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

2 償還金の督促については、京丹後市債権の管理に関する条例（平成22年京丹後市条例第14号）の規定を準用する。

（氏名又は住所の変更届等）

第17条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかに、市長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

第5章 補則

（その他）

第18条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の峰山町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和57年峰山町規則第7号）、災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和49年大宮町規則第3号）又は弥栄町災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則（昭和58年弥栄町規則第2号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月30日規則第14号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月6日規則第30号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和元年6月6日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、この規則の施行の日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、適用しない。

附 則（令和元年11月28日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月25日規則第21号）

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則及び京丹後市峰山総合福祉センター条例施行規則の規定による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、使用することができる。

(※様式第1号から様式第16号まで省略)

○京丹後市災害見舞金等支給要綱

平成 18 年 11 月 28 日

告示第 180 号

改正 平成 20 年 12 月 24 日告示第 187 号

京丹後市火災等見舞金支給要綱(平成 16 年京丹後市告示第 21 号)の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この告示は、災害により被害を受けた市民に対し、災害見舞金及び災害弔慰金を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 京丹後市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 16 年京丹後市条例第 126 号。以下「条例」という。)第 2 条第 1 号に規定する災害及び火災により被害が生ずることをいう。
- (2) 市民 災害により被害を受けた当時、この市の区域内に住所を有した者をいう。

(災害見舞金)

第 3 条 市民が災害により被災したときは、その世帯主に対し、災害見舞金を支給するものとする。ただし、条例第 9 条の規定による災害障害見舞金が支給されることとなる場合は、支給しない。

2 前項に規定する災害見舞金を支給する場合の被害状況及び支給額は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 住家が全壊、全焼又は流失したとき。 1 世帯につき 5 万円
- (2) 住家が半壊又は半焼したとき。 1 世帯につき 3 万円
- (3) 住家が部分壊又は部分焼したとき。 1 世帯につき 2 万円
- (4) 住家が床上浸水の被害を受けたとき。 1 世帯につき 2 万円
- (5) 非住家が全壊、全焼又は流失したとき。 1 世帯につき 3 万円
- (6) 非住家が半壊又は半焼したとき。 1 世帯につき 2 万円
- (7) 非住家が部分壊又は部分焼したとき。 1 世帯につき 1 万円
- (8) 世帯主が 30 日以上入院を要するとき。 3 万円
- (9) 世帯主以外の者が 30 日以上入院を要するとき。 1 人につき 1 万円
- (10) その他市長が特に必要と認めたとき。 1 世帯につき 2 万円以内

(災害弔慰金)

第4条 市民が災害により死亡したときは、その者の遺族に対し、次により災害弔慰金を支給するものとする。ただし、条例第3条の規定による災害弔慰金が支給されることとなる場合は、支給しない。

(1) 世帯主が死亡したとき。 30万円

(2) 世帯主以外の者が死亡したとき。 1人につき20万円

2 前項の災害弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位は、条例第4条の規定による。

3 条例第4条に規定する遺族が存在しない場合にあっては、市長は、死亡者の葬祭を行うものとして認定した者に災害弔慰金を支給することができるものとし、その額は10万円とする。

(支給の制限)

第5条 災害発生の原因が当該被災者の故意又は重大な過失による場合は、災害見舞金及び災害弔慰金の全部又は一部を支給しないことができる。

(その他)

第6条 この告示に定めるもののほか、災害見舞金及び災害弔慰金の支給に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年11月28日から施行し、平成18年7月15日以後に発生した災害から適用する。

(経過措置)

2 平成18年7月15日からこの告示の施行の日までの間に発生した災害において、改正前の京丹後市火災等見舞金支給要綱別表床下浸水に該当する被害を受けた市民に対する浸水被害見舞金については、改正後の京丹後市災害見舞金等支給要綱第3条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則(平成20年12月24日告示第187号)

この告示は、平成20年12月24日から施行し、改正後の京丹後市災害見舞金等支給要綱の規定は、平成20年12月1日以後に発生した災害から適用する。